

平成 10 ～ 11 年度
文部省科学研究費補助金
基盤研究 (C) (2)
課題番号 10610290

教員の海外派遣・選奨政策に関する歴史的研究

－ 1905年から1945年まで －

2002年（平成14）12月

研究代表者 渡部 宗助

(国立教育政策研究所)

国立教育政策研究所



031205485



本研究課題「教員の海外派遣・選奨政策に関する歴史的研究－1905年から1945年まで－」は、近代日本において教員の海外（外国・外地）派遣が政策課題となった時期から、そうした海外関係が絶えたアジア・太平洋戦争の敗戦時までを対象として、その歴史的展開とその様態について研究したものである。

ここでの「教員派遣」とは、海外において教職に就くことを目的に現職教員を派遣した場合であって、短期間の視察派遣等は含まれない。また、「教員」と言った場合その職域段階は主に初等・中等教員に限定している。大学・高等教員については近代日本の場合、留学生派遣或は在外研究員派遣という制度枠組で捉える方が適切と思えたからである。

海外への「教員派遣」は制度と言えほどの安定性は持ち得ていなかったが、学校制度や教員の養成・採用・服務・待遇等の制度の一部とは密接な関係があった。と同時にこれは国の対外政策の一環でもあった。その意味では、「教育の国際化」の歴史的、個別的事例であった。しかしながら近代日本において、海外への教員派遣の場合、その派遣元について見れば地域性も帯びていたのであり、政策的にそれが全国性を帯びるのは1920年代以降と言えるであろう。

本研究では、その展開過程・様態を、①明治後期、②1920年代、③1930年代に時期区分して分析、叙述した。研究史資料として雑誌資料のほか、文部省、外務省等の行政文書、府県等地方公共団体の資料、特に③の時期の分析では大分県立文書館所蔵資料に多くを負った。関係者に深く感謝するものである。

また、本報告書の作成が遅れたことについては、本研究所総務部庶務課係員に多大の迷惑をかけてしまった。末尾ながら、深くお詫び申し上げる次第である。

2002年12月

研究代表者 渡部宗助

研究種目	基盤研究 (C) (2)
課題番号	10610290
研究課題	教員の海外派遣・選奨政策に関する歴史的研究 － 1905年から1945年まで－
研究組織	研究代表者 渡部 宗助
研究経費	平成10年度 1,100千円 平成11年度 900千円
	<hr/>
	計 2,000千円

目 次

論文 教員の海外派遣・選奨の政策史と様態

	頁
はじめに	5
第1章 日本人の海外移住・進出と教員招聘 — 「明治」後半の国際関係の中で —	
第1節 在朝鮮・韓国日本居留民の要求	5
第2節 文部省の政策	7
第3節 居留民団の設置	12
第2章 1920年代の新しい動向 — 「海外発展」論 —	
第1節 教員の海外派遣政策	16
第2節 教員の海外への関心	17
第3節 海外発展主義の教育論調	18
第4節 教員招聘方式の変化	18
第5節 『官報』による教員募集	20
第3章 海外教員派遣の新展開 — 1930年代以降 —	
第1節 人口問題・海外拓殖と拓務省の設置	24
第2節 在外邦人小学校教育功績状規程の制定	24
第3節 「満洲事変」以後の在満日本人・「開拓民」の増加	26
第4節 教員招聘・募集の過熱化	27
第5節 教職員派遣の一元化	29
第6節 大東亜共栄圏の崩壊と教員派遣の終焉	30
おわりに	31

資 料

1. 関係法規	37
2. 『文部時報』による「教員招聘広告」	40
3. 『官報』による「教員募集」広告	44
4. 在外邦人小学校教育効績者選奨一覧（1931～1940） 外務省	54
5. 「公立学校職員等海外派遣調」（1922） 文部省普通学務局	59

教員の海外派遣・選奨の政策史と様態

渡 部 宗 助

はじめに

ここで「教員の海外派遣・選奨」とは、概ね次のよう考えている。まず第一にそれは、国・政府、府県などの地方団体、あるいは民間の団体等が、ある目的を以て教員を海外に派遣したり、あるいはそれを奨励したりする行為全体を意味する政策的概念である。第二にその目的は、大きく二つある。一つは海外への国内の教育の移出であるが、その教育対象は本国人の場合と他国民・他民族の場合とがある。もう一つは他国の文化・教育の移入である。例えば文部省の海外留学生・在外研究員制度はその典型であるが、この後者の移入目的の場合はこの小論では取り上げず、専ら前者の移出目的を考察の対象とする。従ってその派遣には短期視察のようなものもあるが、主には教員として一定期間（最低1年）学校等の教育機関に勤務するものを言う。第三にその対象となる国・地域は、①出移民先としての外国、②本国の統治権とその拡大を意味する植民地や占領地、③一時的勤務地としての外国、この三つが考えられる。そして第四にそれを規定する要因として考えられるのは、人口移動、文化落差、対外政策、一定の教育人口と学校・教員需要、そして具体的に大きな比重を占めるのが当該教員の待遇問題である。

近代日本においてそれが政策課題として登場するのは、明治30年代・今世紀初頭である。以後、アジア・太平洋戦争敗戦に至る約50年間の展開過程を述べてみたい。

第1章 日本人の海外移住・進出と教員招聘 —「明治」後半の国際関係の中で—

第1節 在朝鮮・韓国日本居留民の要求

周知ように「日清戦争」(1894-1895)は、朝鮮における清国との勢力拡大をめぐる近代における日本の最初の戦争であった。それより以前日本は、「日朝修好条規」(1876)によって朝鮮進出への手掛かりを得、次いで翌年には釜山港居留地借入約書を調印した。こうして日本人は合法的に朝鮮国居留地に移住するようになった。以後元山、仁川の開港によって該地にも日本人が移住を始めたが、それらはまだ「出稼ぎ移民」の範疇であった。とはいえ釜山では1877年(明治10)には早くも教場が設立された。(1)「日清戦争」の前年・1893年(明治26)には榎本武揚らが殖民協会を設立し、翌年には押川方義、本多庸一らキリスト教徒が「海外に教育を施くこと」を目的にした「大日本海外教育会」を設立、「最初朝鮮国の教育に従事す」と謳った。(2)このような「殖民熱」を背景にして、「今回

の戦ひ [=日清戦争] にて、支那を屈服することを得たらんには、我國民は、朝鮮、支那、布哇はもとより、豪州、暹羅にも乗り出して、我大和民族の勢力を拡ぐべければ」、その「子弟の教育法を如何にすべきか」という論が現れていた。(3)

1895年(明治28)当時朝鮮国日本居留地の小学校は、釜山、仁川、京城にそれぞれ尋常高等小学校、元山に尋常小学校が設置されていた。それは次ぎのように紹介された。

	人口	戸数	(尋常科+高等科)	計	教職員
京城	880	260	30 + 6	= 36	5
仁川	2592	409	80 + 50	= 130	5
釜山	5153	939	249 + 99	= 348	10
元山	704	-	-	- 100	

注目すべきことは、3校とも「韓語」を教授していたこと、釜山小学校には「韓人子弟10名余」が入校していたことである。(4)

それら居留地の日本人は、帝国議会に向けて請願行動を起こし、1900年(明治33)の第14帝国議会では「在韩国居留民教育ニ関スル建議案」が衆議院に上程された。この建議案は会期切れのため採択には至らなかったが、その案文は次ぎのような内容であった。

(5)

韓国釜山、仁川、元山及木浦各居留地ニ於ケル本邦人ノ教育ハ内国市町村ニ於ケルト大ニ其ノ事情ヲ異ニスルモノアリ依リテ政府ハ其ノ事情ヲ斟酌シ各居留地小学校教育費ヲ補助シ其ノ教員ニハ内国ニ於ケルト同様ノ待遇ヲ与ヘ又其ノ教員ハ内国府県師範学校ヨリ雇聘シ得ルノ方法ヲ定ムルハ刻下緊急ノ責務ナルヲ信ス 右建議ス

ここでは、居留地の教育が国内市町村のそれと異なるとしながら、居留地自体の法的性格については市町村と同様なものと見なしている。居留地が条約上は外国からの借地であっても、基本的にはその国の主権下にあるという認識は見られない。

翌々1902年(明治35)の第16帝国議会にはさらに一步進めた、全4条の在外国本邦居留地小学校教育費国庫補助法が議員提出法案として衆議院に上程された。(6) この「教員ノ俸給」と「設備費」の補助を目的とする法案も成立には至らなかったが、今や政府も政策課題とせざるを得ない状態であった。ここで外国とは、日本が居留地を得ている韓国と清国を意味していたのである。

それでは、居留民は具体的にはどのような要求・請願を掲げていたであろうか。1900年(明治33)の釜山居留地会決議の要求事項は次のようなものであった。

1. 居留地教育の事は単に居留民の自営に放任せず、駐在領事官をして其職権上之か監督を為さしめられ度事
2. 居留地教育補助費として各居留民の数に応じて、政府は年々相当の金額を下付せら

れ度事

3. 教員俸給を国庫より支弁せられ度事
4. 校舎、校地其必要の費用に対し、居留民の請願により駐在領事の意見を聴し、教育基金中より貸下を許され度事
5. 居留地小学校教員に本邦に於けると同一の待遇を与えられ度事
6. 教員任用は文部省に稟請し、府県師範学校卒業生（義務年限中と雖）中より撰択採用し得べき便宜を与へられ度事、但事情許さざるものあるときは、小学校令〔施行〕規則中（第122条）職員に休職を命ずべき条件に追加するに、韓国居留地小学校に教員に招聘せらるる場合には休職を命じ得べしとし、其休職年限を3ケ年と改正ありたし　〔以下、略〕

つまり上記6項目中3項目までが教員に関するものであった。(7) 翌1901年（明治34）の木浦居留民会の請願書は、「韓国に於ける本邦居留民に対しては教育行政上、政府は韓国居留地を以て本邦同様の地域と見做す「特別法」を求め、それが「能はざる」場合には「保護奨励」策として7項目の要求をあげた。内6項目までは釜山の決議項目と同じ内容で、7項目めは、「在韩国居留地小学校を公認し該学卒業生には本邦小学校卒業生同一の資格を認められたきこと」というものであった。(8) 「公認」の意味内容は不明であるが、小学校児童の卒業資格に関するものであり、これは日本国内の上級学校への進学を意識したものと推測される。

ここで注意すべき点は、当時の韓国は独立国であるが(9)、上記の居留民たちの要求と請願は当時の国際法上の通念では、独立国家としての主権と抵触する内容であったことである。一般的な補助金はともかく、1の学校の監督権、6の教員の任用などは外国主権下にある学校を、事実上他国が自らの学校と同様の営造物としてその統制下におくことを意味していた。そのことは、当時すでにそれを当然とする意識とそれを生み出す実態が韓国民人居留地にあったことを示すものと思われる。

日本が移民保護法を改正しその適用対象国から「清韓両国」を除いたのは1902年（明治35）2月のことである（法律4号）。それは、両国を国家主権を前提とする移民受入れ国から、国家主権を制限された半植民地（国）へと、その認識を転換させるものであったと解される。その意味で1902年（明治35）は、対清国、韓国外交政策の上で、従って両国に於ける日本人（学校）教育政策において重要な年であったと言えるであろう。

第2節 文部省の政策

1. 松本順吉・文部書記官の韓国学事視察

外務省は1900年（明治33）から、韓国・清国の日本人居留地に公共団体としての自治制を敷く政策構想を持っていたが、その法制化は実現に至らなかった。それが、上記の移

民保護法の一部改正と関連があったのかも知れなが、外務省も文部省も外国在住日本人教育問題を両国に限定し、特に具体的要求を掲げる韓国居留民に具体的施策を講じようとしていたことは間違いない。

1902年（明治35）3月、文部省は学事状況視察のために書記官・松本順吉を韓国に派遣した。(10)その視察復命書は確認できないが、「明治三十五年六月松本文部書記官ヨリ聴取覚書」という公文書が残されている。(11)これは、「韓国居留置地ニ公共団体タル資格ヲ認ムルノ日ヲ期シテ小学校令及之ニ付属セル諸規則ヲ彼地ニ適用若ハ準用」する準備を示す史料に含まれているものである。人口、小学校児童数、教員数などは、下記の表の通りであるが、7年前（前掲）に比べるとその増加が著しいことが看取できる。その内容については「教科目、教授法等大体内地ト異ナラズ 教科書ハ文部省検定済ノモノヲ用ヒ……殆ド内地ト相同ジ」。しかし、特に待遇問題があつて教員「其人ヲ得ルノ困難ナルコト……誠ニ憂フベキノ状況ト謂ハザルヲ得ズ」と結論づけている。

	人口	戸数	(尋常+高等) 計	授業料(銭)	学級数	教員数
京城	2,698	711	126 + 74 = 200	50 ; 70	6	7 (4)
仁川	4,854	1,085	253 + 139 = 392	25 ; 35	7	9 (4)
釜山	7,573	1,233	480 + 265 = 745	30 ; 50	15	17(13)
元山	1,554	354	117 + 38 = 155	10 ; 30	6	6 (2)
木浦	940	248	49 + 30 = 79	20 ; 50	3	3 (1)
鎮南浦	373	108	7 + 1 = 8	0 ; 0	1	1 (0)

授業料：左は尋常科；右は高等科

教員数：() は正教員数（内数）

教員の招聘が最も困難であつたが、しかしそれは単に数の問題ではなかつた。「釜山港日本居留地に於ける教育の状況」では次のように分析されていた。(12)

1. 居留地の教育事業は日本内地に於ける各小学校と教養上其趣を異にすること
2. 居留地の教育事業は日本内地に於ける各小学校と教養上其困難の度を異にすること
3. 教育材料と刺激物の少きは児童の進取の氣象を退却せしめ教授上の活気を消沈せしむ。之此地の教育の任に当るものは須く偉大なる教育的理想を有するものたらざるべからざること
4. 居留地に於ける家庭の状況は日本内地に於ける家庭状況と大に其趣を異にすること
5. 教員採用上及び之れが統督上に於ける困難の状況は亦日本内地の小学校と同一視されざること
6. 居留地に於ける人口及財政の状況に徴し教育費の負担に堪へざること

ここでは、日本内地との違いが強調されているが、その内容を多少具体的にみてみよう。1では、例えば在籍児童中「釜山に生れたるもの」が「百人中五一人」、「父又母と同居

し居らざるもの」が「百人中一四人」、「継父」が「同 四人」、「継母」が「同 八人」などの家庭環境の問題、「生活上必須の知識技能」についても「日本内地に於て必用と認めざることも此地に於ては尤必用なるべきこと」として、例えば「韓語、韓国地理、日韓貨幣制度、交通貿易、為替税関、其他人情習慣、歴史的的思想」等を挙げている。

2では、「全国至る処の府県」から渡韓し「総て其統一を欠き」、同一学年の児童年齢に於いて「差異の甚だしき」こと等を述べる。出身府県別では、山口、長崎、大分、広島、福岡の順で西日本が多く、次いで東京、大阪、熊本、兵庫、佐賀と続く。年齢差では、最長者を見ると一年生で11歳3月、二年生で13歳2月、三年生で14歳2月で、平均年齢は各学年4月時に於いて内地の規定に照らすと1歳上である、などが紹介される。

ここで述べられていることは、ハワイ等の移民地における状況と同じであり、この分析者もこの在韓「居留民」を「移民者」とみており、日本の「韓国に対する対外国是」が、「韓国政府の方針に影響し従って貿易事業の消長となり延いて教育の盛衰に及ぼす」と認識している。この自由主義貿易の対象としての韓国という考え方は、「居留地制度の得失」を論じ、「韓国を以て日本の勢力範囲に置くべし」との論を批判した田口卯吉に通じるものであった。(13)

この日本内地との違いを強調する論と外務省や松本文部書記官の「聴取覚書」に見られる、韓国等居留地への日本の教育制度の移転・移出を主トーンとする論調との違いは、注目に値するものである。しかし、在韓国居留地において当面緊急を要していたのは、教員傭聘の具体的改善政策の実施であった。

2. 教員傭聘への具体策

居留地における自治的公共団体の法認を待たずに実施できる、韓国居留地からの教員傭聘に応える具体策が1902年(明治35)から講じられた。すなわち、日本国内の市町村立小学校教員を「休職」という形で教員傭聘の該地要望に応えたのである。これは、韓国居留地と日本国内の教育制度とを、「教員派遣」ということを通じて制度的に結びつけた言う意味で重要な第一歩であった。少し詳しくその経緯を見てみようと思う。(14)

①釜山領事・幣原喜重郎の稟請

1902年(明治35)9月19日付で、釜山領事・幣原喜重郎から外務大臣・小村壽太郎宛てに「小学校教員休職ニ関スル件」と題する稟請書が提出された。それは、海外居留地小学校は国内市町村立小学校と「法律上ノ資格ヲ異ニ」するため、市町村小学校教員が海外居留地に転勤した場合には、退隠料支給上に於いて在職年数通算されず、且年功加俸等の待遇も受けられない。これが「海外居留地ノ小学校ニ在テハ適當ナル良教員ヲ招聘スルノ困難」の一因となっている。就ては市町村小学校教員を海外居留地小学校に聘用する場合には、「小学校令施行規則第二百七条ヲ適用シ府県知事ニ於テ文部大臣ノ指揮ヲ受ケテニ休職ヲ命ズルノ方法ニ依ル様致度」、これに依り「本邦小学校教員ハ安ンジテ海外居留地ノ聘ニ応ズルニ至ルベシ」。「現ニ当居留地小学校ニ於テハ児童ノ増加ト共ニ教員ニ不

足ヲ告ゲ補欠教員応募ノ折柄……青木寛吉……目下同府〔東京〕南安足郡沼田小学校訓導ナル 若シ休職ヲ命ゼラルルコト相叶ヒ候ハバ当居留地ノ聘ニ応ジ度キ志望ナルニ付前述ノ趣旨ニ依リ……特ニ休職ヲ命ゼラレ候様其筋ニ御照会相煩度……右ノ御詮議相成候ハバ……教員聘用ノ手續ニ一新例ヲ開キ海外居留地ノ小学教育ヲ振興スルニ付テ影響尠カラザル儀ト存ジ此段稟請申進候」、という内容であった。

②東京府知事の対応

外務省は 10 月 1 日付で、外務総務長官・珍田捨己から東京府知事・千家尊福宛てにその旨、申進した。東京府は先ず 10 月 3 日付で、内務部長から南足立郡長宛てに「韓国教員ノ聘ニ応ズル者休職方ニ付申進」した。それは、「青木寛吉ニシテ果シテ居留地ノ聘ニ応ズルノ意思ヲ有シ 貴郡ニ於テ格別支障無ク候ハバ……向フ四ケ年ヲ期シ休職ノ儀文部大臣へ稟請可致ク候 右御了知ノ上何分御意見至急御申出相成度」と言う内容であった。南足立郡長はこの照会に 10 月 6 日付で府知事に、青木は「意思有之旨申出候」且「同人休職之儀ニ付キテ本郡ニ於テ別ニ支障無之候」と上申した。

これを受けて、府知事は 10 月 8 日付で「教員休職ニ付」、文部大臣宛てに稟申書、文部省普通学務局長と外務総務長官宛てに申進書を送付した。稟申書の本文は、南足立郡江北村沼田尋常高等小学校訓導・青木寛吉「右者今回朝鮮国釜山居留地小学校教員ノ聘ニ応ジ度旨申出候ニ就テハ特ニ該居留地教職勤務中本職ニ対シ休職相命シ度小学校令施行規則第二百二十七条ニ依リ此段及稟申候也」という文字通りのものであった。しかし、普通学務局長宛ての申進書では、この稟申が「先例ハ無之ニ付キ」かつ、施行規則第二百二十七条但書（「休職ノ場合ニ於テハ予メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス」）に依り、休職は期間を定むべきであるが「居留地ニ於ケル勤務年数ノ如キ予メ定メ難ク事情無余儀候ニ付猶更異例ニハ有之候得共……特ニ御詮議相成候様御取計相成度」と説明を加えたものであった。外務総務長官宛ては、青木訓導への照会と文部大臣へ稟申に付「為念」の申進であった。

③文部大臣の認可

そして 10 月 24 日付で、文部大臣・菊池大麓による「小学校教員休職ノ件認可ス」となったのである。そして、10 月 27 日付で青木訓導に対する府知事の休職辞令が発令され、同時に外務総務長官にも申達された。なお、10 月 28 日付で文部書記官・松本順吉から東京府岡視学官宛てに、この件の休職期間について「居留地勤務中モ亦一ツノ期間ト認メ認可」したのは、清国等外国政府の招聘に応じる場合〔予め休職期間を定める〕のと「事情ヲ異レル」旨の書簡が送付された。(15)

いずれにしても、この居留地小学校への勤務に際して、日本国内の本務を「休職」にする措置は極めて重要な新事例であったが、この間僅か 1 か月で結論が出されたのは異様にスピーデーなことと思われる。恐らく松本文部書記官の朝鮮学事視察の際に、幣原釜山領事より打診があったものと推測される。10 月段階の諸手続きは最後の形式的行為だったのではなかろうか。この認可事例は、明治 35 年版の『文部例規類纂』にも収録された

新事例であったのである。

これによって日本から外国居留地への教員異動の障害の一つが緩和されたのであるが、教員を送り出す国内市町村に「支障無之」という条件がなければ、事実上は韓国居留地の要望に応えることは困難な事であった。従って、この新事例がどの程度普及したかはなお調査検討を要する問題である。従って具体的な教員派遣の目標・計画を持たぬこの施策を以て、教員派遣政策の成立と見なすには無理があると思われる。この段階の政策はあくまでも受け身の性格であった。

3. 在外指定学校の制度

1902年(明治35)の新事例が必ずしも普及しなかったらしいことは、1904年(明治37)に文部省が改めて「韓国移住民ノ多数ナル」西日本8府県に「在韓国居留地学校教員聘用ノ場合ニ於ケル小学校教員休職処分ノ件」について普通学務局長名の通牒を発していることから伺える。(16)この通牒ではその対象を韓国居留地に限定しているが、「外国居留地ニ於ケル国民教育ノ任忽諸ニ附スヘカラサルハ論ヲ俟タサル儀ニ付相当保護ヲ与度見込ニ候条……右〔韓国〕居留地ヨリ教員聘用方申出候節ハ特ニ便宜ヲ与ヘラレ候様致度」と、より積極的な政策実施の表明と府県におけるその積極的対応を促した。

ここでの「相当保護ヲ与度見込」が含意する具体的策は定かでは無いが、その翌年1905年(明治38)に創設した在外指定学校制度を意味していたと思われる。この在外指定学校制度については、拙稿「在外指定学校の40年について」で述べたが(17)、その特徴の一つは学校の設置・認可等を規定することなく、新しい学校制度を創出するという法的構造になっていたことである。つまり、在外指定学校とは、「在外国本邦人ノ為ニ設置シタル学校ニシテ外務大臣及文部大臣ノ指定シタルモノ」(在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法、明治38年3月法律64号、第1条)であり、指定を受けるとその学校の職員は国内市町村立小学校教員等と同様に「退隠料及扶助料」の受給資格が得られるというものであった。そして指定の条件は、事実上日本国内の学校と同一の基準を満たすことであったのである(在外指定学校ニ関スル規程、明治38年11月文部省令20号、第1～第3条)。これによって、在外国の日本人学校を国内の学校と制度的に結合し、特に従来隘路になっていた教員異動が容易になったのである。もう一つの特徴は、この法律の制定過程にあったのであるが、文部省の原法案では「在外国」ではなく「在韩国」に限定されていたのが、第二十一帝国議会での審議において一気に「外国」に、その校数も「二十」から無制限に拡大されたことである。(18)それは、移民地を含む外国主権下の日本人学校においても、日本人としての国民教育を目指すことに道を開くもので、その意味するところは極めて大きいものであった。

因みに1906年(明治39)10月、外務次官・珍田捨己経由のバンクーバー領事・森川重四郎の「海外在留民ニ関スル教育方針ノ件伺」に対し、文部次官・沢柳政太郎は「外国在留日本人ノ教育ニ就イテハ日本国民タルノ精神ヲ失ハシメス日本人ノ特長ハ益々発達セシ

メタキ方針」と明言し、併せて在外指定学校を含む在外日本人教育の「保護奨励」について言及した。(19)

このように、在外指定学校について言えば、国内からの教員傭聘において、厳密には任命権者がかわり、身分もかわるので「異動・転勤」ではないが、待遇面での障害は法的に除かれることとなった。その意味で教員の海外派遣政策は在外指定学校制度を以て成立した、と見なされるであろう。在外指定学校の設置形態上の性格は私立学校というべきものであったが、次に述べる居留民団立学校の場合は、本国政府によって「公立」的扱いを受けたのである。

第3節 居留民団の設置

1. 韓国における統監府と居留民団

在外指定学校が制度化された1905年(明治38)の3月には、居留民団法(法律第41号)が制定され、同年11月には韓国を実質的に植民地支配に置く統監府が置かれた。その下で翌1906年先ず韓国において居留民団法が施行されて居留民団が成立した。居留地においては「居留民団」という法人によって教育が衛生、土木とともに「公共事務」として自治的に処理されることとなったのである。「居留民」とは「居留民団ノ地区内ニ居住スル者」で、単なる「移住者」ではなく、居留民団は居留民との間に権利義務関係が法定され、居留民団税などの賦課徴収も可能となった。(20)学校設立も、居留民団に選挙によって設置される「居留民会」の議決によって可能となり、それは実質的に「公立」学校の性格を持つものとされた。そして「在外指定学校職員ノ名称待遇及任用解職ニ関スル勅令」(「在外指定学校職員令」とも言う。明治38年11月勅令第230号)に於いても「居留民団ノ設立ニ係ル在外指定学校」の職員は特に他の在外指定学校と区別されて、国内の市町村立及び公立学校職員と同様に「判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク」と規定されたのである。

このように、教員を派遣する側に関する政策(在外指定学校制度の創出)と教員を傭聘する側に関する条件整備の政策(居留民団の設置)とがほぼ同時に実施されたのである。この二つの政策の関連を実証する史料の発掘は今後の課題であるが、これらは日露戦後の対外政策としての「満韓経営」に位置付くものと思われる。韓国ではこの居留民団は、理事庁の理事官及び統監府の統監の監督下に置かれ、他の清国などの在外居留民団は、領事館の領事と外務大臣の監督下に置かれた。

韓国に於ける統監府統治下の1906年(明治39)には、仁川、京城、群山、平壤、馬山、元山の各居留民団立尋常高等小学校計6校が在外指定学校として指定された。しかし、この指定に至る過程は当時の対外政策の試行錯誤を示すものであった。即ち、1905年(明治38)において早くも、在韓国の平壤、鎮南浦、群山の各居留民会(長)より管轄の領事を経由して外務大臣宛てに、各々の小学校の在外指定学校としての指定申請書が提出された。外務省は、翌年1月主管省の文部省普通学務局長宛てに稟請書を送付した。しかる

に文部省は同年9月に至って、両省の合議を経て「本件ハ統監府ノ所管ニ属シ候」と稟請書を返戻したのである。(21)その背後には、仁川と京城の小学校はそれに先立って同年8月すでに、在韓国統監の権限で在外指定学校の指定を受けていたと言う事実があった。(22)統監の在外指定学校指定権限は当時法的には確定されておらず、従ってこの2校の指定は現地統監の越権とも解釈され得るものであったが、既成事実として以後韓国における指定学校の指定権者は統監として定着することとなったのである。これは、国家機構における統監府の位置づけ・権限関係において、特に外務省との関係において日本政府内に確執と混乱があったことを窺わせるものである。

この件についての法的決着は、その2年後の1908年(明治41)4月、在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法中の改正によってであった(第8条、特別ノ地域ニ在リテハ勅令ヲ以テ本法中主務大臣及領事官ノ管掌ニ属スル事項ヲ行フベキ者ヲ定ムルコトヲ得)。しかし何故か、韓国については「特別ノ地域」(23)という認識ではなかったのか、それとも既成事実によって糊塗したのか、統監府による「在外指定学校規程」の制定はさらにその2年後の1910年(明治43)6月のことであった(統監府令第23号)。(24)そしてその2カ月後には日本は韓国を併合した。

同年4月末調べによれば、韓国における在外指定学校は、小学校20校、高等女学校2校、商業学校1校、計23校、その職員数は計191人であった。その数は、在韩国における日本人学校数では19%に過ぎなかったが、教職員数ではその38%を占めるものであった。1902年(明治35)に確認された韓国における日本人学校教員数43人に比べ、この時点で中等学校を含む教職員総数は実に508人(内、韓国人教員は9人)に増大していた。(25)

この間の1907年(明治40)4月には、「韓国ニ在勤スル居留民団立」在外指定学校職員には、「判任文官」の待遇に加うるに、台湾、樺太などの植民地や関東州などの「外勤者」と同様に、退隠料及遺族扶助料の在職年数加算の「特典」(3年以上の在勤者には「在職一箇月ニ対シ半箇月ヲ加算ス」)が与えることにした(明治40年4月、法律44号)。この優遇策が、日本人教員の渡韓を更に援助、促進するものであったことは間違いない。この在職年数加算の特典を満鉄付属地や中国その他外国の在外指定学校一般に拡大適用させようとする要求運動は、上記の法律制定直後から関東都督を始め、外務省、文部省など関係省庁を通して行われたが、実現しなかった。しかし、韓国については、その3年後の1910年(明治43)4月の法改正で「居留民団立」の5文字を削除し、この特典の対象を韓国内の全ての在外指定学校職員に広げたのであった(法律第34号)。

このように韓国の在外指定学校に対しては、教員の派遣とその待遇において併合以前すでに植民地と同様の扱いをしていたことは注目すべきことであった。

2. 韓国以外の外国、地域への教員派遣

1904年(明治37)に「在韩国居留地学校教員聘用ノ場合」の小学校教員の「休職処分」

による「便宜」方を通譯した文部省は、1906年（明治39）6月には、「清韓其他外国居留地及租借地等」についてもその効力を拡大する旨の通譯を、先年と同じ8府県に発した。

(26)この通譯では、「在外国本邦人ノ子弟ニ対スル国民教育」と言う表現で、外国移民地をも意識していたことが窺える。先に紹介したバンクーバー領事の外務省宛て「伺」が同年3月、外務省を介した文部省の回答が同年10月であったから、この通譯はその間のことに属する。この時期、政府部内でこの「在外国本邦人子弟」の教育政策をめぐって議論されていたことが推測される。

在外指定学校はその対象を在「外国」一般に適用できるものであった。実際、明治期に韓国以外の外国、地域における在外指定学校は、清国（居留民団が設置された上海、天津、漢口、奉天、牛莊、安東など）、ロシア（浦潮斯徳）及び滿鉄付属地であった。しかし、それ以外のハワイ、アメリカ、カナダ等の入移民国の日本人（語）学校は指定を受けていない。それらの国ではその主権との関わりで、文部省の勧めにも拘らず、現地の日本人も領事も日本人としての国民教育の実施に積極的には行動できなかったものと推測される。外務省もそれらの国の日本人学校に指定学校化を勧めた形跡は見られない。それは、先に紹介した文部省方針との齟齬であったと思われるので、教員の海外派遣政策研究としては、この期の政府部内の議論整理は課題である。

しかしながら、それらの入移民国における日本人社会においても、教員僱用の要求は確かにあった。バンクーバーの森川領事は文部省の回答を受けた直後の1906（明治39）10月、「晚香坡共立日本国民学校教師招聘方」を外務省に依頼した。選定・推薦方を依頼された文部省は、12月に東京府師範学校教諭・田中寅雄とその妻・東京市尋常高等小学校訓導・田中鍼を推薦した。そして田中夫妻は翌年1月出港となったのであるが、この時も東京市の訓導だった田中鍼は4年間の「休職」扱いであった。(27)これはカナダの「共立日本国民学校」に公的に教員を派遣した最初の事例であるが、その事よりも僅か1か月余の期間で教員適任者が現れたという事実に注目すべきではなかろうか。1902年（明治35）の釜山の場合は先に「適任者ありき」であったが、この事例では文部省による「選定・推薦」の手続きを経てのそれだったのである。文部省が具体的にどのような「選定・推薦」の過程を踏んだかは不明であるが、日露戦後の日本の教員世界において外国志向（「国際化」）の意識がある程度広まっていた、と言えるのではなかろうか。

(注)

- (1) 釜山小学校沿革及現状（『韓国ニ於ケル日本小学校令雜纂・明治35年』、外務省外交史料館所蔵）
- (2) 大日本海外教育会起る（『教育時論』348号、1894,12,25）
- (3) 在外居留民子弟の教育法を如可にすべきか（『教育時論』340号、1894,9,25）
- (4) 朝鮮国日本居留地小学校一覧（『教育時論』371号、1895,8,5）

- (5) 在韓国居留民教育ニ関スル建議案 (『第 14 回帝国議会衆議院議事速記録』 32 号、1900,2,21)
- (6) 在外国本邦居留地小学校教育費国庫補助法案 (『第 16 回帝国議会衆議院議事速記録』 18 号、1902,2,23)
- (7) 小学教育に関する釜山居留民の請願 (『東京経済雑誌』 1061 号、1900,12,22)
- (8) 朝鮮に於ける我居留民子弟の教育 (『教育時論』 570 号、1901,2,15)
- (9) 朝鮮国は、1897 年 (明治 30) 10 月 16 日、国号を大韓帝国に改めた。
- (10) 清韓二国の学事状況視察 (東京市教育会『東京教育時報』 20 号、1902,5)
- (11) 前掲・注 (1) に同じ
- (12) 在韓国釜山港日本居留地に於ける教育の状況 (東京府教育会『東京教育雑誌』 152 号、1902,7)
- (13) 田口卯吉、韓国に於ける日本居留民 (『東京経済雑誌』 1057 号、1900,11,24)
- (14) 『学事雑纂, 町村立学校職員 明治 35 年』 (東京都公文書館所蔵)
- (15) 外国政府ノ招聘ニ応スル官吏ニ関スル件 (明治 33 年 1 月 18 日勅令第 9 号)
- (16) 明治 37 年 9 月 15 日・辰官普 47 号文部省普通学務局通課 (『文部省例規類纂 明治 39 年版』)。8 府県とは、大阪、長崎、広島、山口、福岡、大分、佐賀、熊本である。
- (17) 国立教育研究所『研究集録』 第 4 号 (1982,3)
- (18) 渡部宗助編『在外指定学校に関する法制度と諸調査』 (1983,3)
- (19) 『在外本邦学校関係雑件・晚香坡共立日本国民学校』 (外務省外交史料館所蔵)
- (20) 居留民団法施行規則 (明治 39,7,14 統監府令第 21 号、『官報』 7,24)
- (21) 『在外日本人学校ヲ指定学校ニ稟申雑件』 (外務省外交史料館所蔵)
- (22) 渡部宗助編『在外指定学校一覽』 (1982,3)
- (23) 明治 41 年 4 月 14 日法律第 56 号 (前掲・注 (18) pp.20-21)
- (24) 前掲・注 (18) p.18
- (25) 在韓国帝国居留民学事施設一覽表 (統監府、1910、前掲・注 (18) p.66)
- (26) 清韓其他外国居留地本邦設立学校教員聘用便宜付与及小学校教員休職特別処分認可方 (明治 39,6,6・午発普 178 号、文部省普通学務局通課、前掲・注 (16) 所収)
- (27) 前掲・注 (19) に同じ

第2章 1920年代の新しい動向―「海外発展」論

第1節 教員の海外派遣政策の政策

移民国、植民地・占領地などの「外地」への教員派遣は、1870年代（明治10代）から当該地より本国へ寄せられた切実な要望の一つであった。(1) 初期には全く私的な関係で国内での教員を退職して朝鮮国等に渡っていた。しかし、この問題に公権力が関わる場合、それは相手国の主権に関わる問題があった。その点を曖昧にしたのが朝鮮国、清国の場合であったが、それでも外交ルートを通じて公的レベルで邦人＝日本（国）人の要望に応えようとした。市町村立小学校教員や公立（府県立）中等学校教員の海外派遣に際して「休職」と言う法認の道を開いたのは、1902年（明治35）10月以後のことであった。(2)

更に、転任とは異なるが、「出向」に近い形態（任命権者を異にするが、待遇上の不利益をもたらさない）の派遣を制度化したのが、在外指定学校であった。(3) しかし、これは相手国が日本国内の学校と目的、内容・方法、設備等に於いて同様・同質の学校の設置を認めることが前提であったから、特に入移民国が「同化」を要求する場合は不可能なことであった。

他方、本国の統治権が及ぶ植民地の場合は、事情を異にする。在職年数加算の特典（「3箇年以上引続き在職したる者には、在職年数計算に於て其の在職1箇月に対し半箇月を加算す」）があった。この特典は1907年（明治40）からは、韓国に於ける在外指定学校に対しても適用されるようになった（法律44号）。統監府下の韓国を植民地に準じた扱いにしたのである。この特典については、当然その他の在外指定学校にも適用すべきであるという要求が、先ず1910年（明治43）10月関東都督府より南満州鉄道附属地の在外指定学校にも適用すべく稟申された。関東州の場合、関東都督府附属小学校教員は同年から特典の適用を受けることとなったので、その権衡上当然と言えるものであった。その後、外務省・文部省が広く在外指定学校一般に適用すべく毎年のごとく法律案を準備したが、実現されなかった。法制局は、在外指定学校の所在地が国内の山間僻地に比して「特に気候風土險悪なる地」とは認め難い事及び教員以外の他省所属該地公官吏との権衡を失する事を理由に、特典賦与に反対していた。更には内閣拓殖局が加わって、「満鉄附属地が植民地に準ずる」故の特典賦与を主張し、法制局がその拓殖局案には同調するなどの経緯を辿った。法制局は法律論としては賦与に反対したが、政治論として植民地とそれに準ずる地への特典賦与には反対しなかった。ここには「海外発展」の方途をめぐる後年の外務省と拓務省・大東亜省の論争の萌芽が見られる。

1920年（大正9）の閣議請議案では、「在外指定学校は支那其他亜細亜各地に設立せられ居り其職員は内地と全然民情風俗等を異にする地方に在勤し…何れも教員の招致に多大

の困難を感じ在外邦人子弟の教育上常に遺憾を感じ居り…」と法案提出理由の力点を自然条件よりも社会条件にスライドさせると共に、特典賦与が「帝国臣民の海外発展の一要件」と力説した。結局この問題は、1923年（大正12）の恩給法の制定まで持ち越したのであった。(4)

このように、教員の海外派遣には植民地とそれに準じた地域に対する場合は兎も角、その他の外国などについては待遇問題一つをとっても隘路になっていた。

第2節 教員の海外への関心

第1次世界大戦を境にして、教員の中から海外への新しい関心が生まれた。それまでは専ら日露戦争後の政府の「満韓経営」策の影響であったが、大正期は関心の対象視野の広がりがあった。例えば1915年（大正4）11月、教員と思われる熊本県民から外務省通商局宛に「合衆国太平洋沿岸地方及び布哇に於て本邦児童の為小学校令の旨趣に準じて設立せる公立又は之に準ずべき学校に就き…御教示被下度」と次ぎのような照会が寄せられた。(5)

1. 教員の職に従事する為の手續如何
2. 教科目及び教科書の状況
3. 赴任するに要する旅費は自弁なるや否や
4. 右地方都会及び町村に於ける一人一箇月の生活費普通何程を要するや
5. 小学教員の俸給内地のそれに対して如何なる比に有之候や

更に翌12月には、同じく宮城県民からも「左記の件に就き…御一報を煩し度」と次ぎの様な照会があった。(6)

1. 師範学校卒業生にして米国又は加奈陀にある日本人小学校教員となるには如何の手續に依るものに御座候也
2. 米国又は加奈陀にある日本人小学校教員の任用に関する事は彼の地の領事に交渉すると校長に交渉すると何れがよきか
3. 彼の地よりの任用令を得るには如何なる手續をなすものに御座候也

1917年（大正6）7月にも茨城県の教員から次ぎの様な照会があった。(7)

1. 布哇行小学校教員の募集期日及び其応募規定
2. 其他の海外行小学校教員募集期日及び応募規定

以上の3例は何れも具体的質問であり、教員として海外への渡航を希望していたことを示している。これらに対する外務省の回答案は、これら外国に於ける日本人学校は基本的に日本の教育法令に準拠せず、従って募集、任用等においても規定や資格は無く、専ら当

該校との私的な契約に依るので、在外公館が関わることは無い、と突き放したものに終始していた。(8)

第3節 海外発展主義の教育論調

こうした教員の関心は教育雑誌などからも喚起されたと思われる。教育学者・吉田熊次が1年余の外国視察旅行中に、布哇と合衆国西北部の日本人教育の現実を見て「海外に於ける日本人教育」を生々しく語ったのが1914年(大正3)のことであった。吉田は該地に於ける「日本人教育の問題」の「実際の事情だけ」をのべ、「人種と教育との関係」からみても「余程困難なる問題」と言うに止まった。(9)

同じく教育学者・小西重直は東北アジア旅行から帰国後の1916年、吉田よりも積極的に「海外殖民移住に伴ふ教育問題の如きは従来当局者に於て殆んど染手せざる教育上の重要問題であつて日本の発展に伴い一日も忽せにすべからざる問題である」と論じた。小西はそれを、①内地の教育に殖民的基礎を建設すること、②内地とは異なる殖民地移住地における教育事業の研究、③殖民地に於ける未開人の教育、殊に「支那人教育」に言及した。(10)

文部行政官として初めて、布哇の日本人教育を駆け足で視察した武部欽一(督学官)が『帝国教育』誌上に視察記を書いたのは1915年であった。(11)

大日本文明協会が『日本人の海外発展』を著し、新渡戸稲造が冒頭「大和民族海外発展と云ふことは現今普く国内のみならず国外にも聞へる声で、而も是は思想家若くは学者の議論ではなく国民全体の呼声である」という扇動的な序文を書いたのが1916年(大正5)10月であった。

さらに自らの実践を踏まえて「海外発展主義の教育」論を展開したのが、日本力行会の永田稔の『海外発展と我国の教育』(1917)であった。(12)この書には、沢柳政太郎が「従来教育家の全く閑却したりと云はんか、寧ろ一向に気づかざりし新見地より論せられたる好著と云はざるを得ず。しかも海外発展主義の教育は現下並に将来の国運の為喫緊のことに属す」と賛辞を送った。永田の書で注目すべきは、その第三章「海外発展主義の学制組織論」と第四章「海外発展主義の教育」で、具体的な組織論、技術論を述べたことである。永田の海外発展主義の教育は、「移植民教育」を普通教育、実業教育、専門教育の全てのレベルで実施すべきであるという体系性を持ったものであった。端的にそれは「桃太郎主義の復活」と表現された。

帝国教育会が委員会を設けて「[第一次世界大]戦後教育に関する調査」を行い、全12項目の「報告」中、8項目に「海外発展ノ気風養成ニ関スル件」を挙げたことは、当時の教育界における「海外発展」論を象徴するものであった。(13)

第4節 教員聘用方式の変化

海外発展論に促されて、教員世界における海外への関心は海外日本人（語）学校への就職希望と言う方向にも現れ、需給関係にも微妙に反映した。特に中国大陸の在外指定学校は居留民団の「実力」次第で教員の待遇改善も可能であった。教員聘用の方式にも変化が見られ、広報媒体を使って人材を広く募る方式が採られるようになった。

例えば文部省の公報誌『文部時報』は、1920年（大正9）5月に旬刊誌として創刊されたが、同年10月には「学校教員招聘/推薦/希望広告規程」を設けて、同誌に広告掲載を始めた。その教員招聘広告には、文部省所管外である「外地」の学校も対象とされた。1920年11月から1930年12月までの10年間余を見ると、教員招聘広告は112件程掲載されたが、「外地」の学校からの招聘広告が10件あった。その内訳を見ると、上海居留民団関係4件、関東庁大連中学校が2件、関東州小学校2件、朝鮮高等女学校及び長沙小学校が各1件であった。これらの「広告」がどの程度効果があったかの実証はできていないが、有資格を招聘条件とする見返りの待遇は高いものであった。今、その例を二、三紹介することにしよう。

○関東庁大連中学校（『文部時報』41号、1921.6.11）

- ①教員其資格等：国語及漢文科、英語科、数学科、歴史科、体操科ノ免許状ヲ有スル者、数学科ハ二名其他ハ各一名計六名。年齢ハ成ル可ク四十歳以下ニシテ身体ノ健康ナル者、受持学科ハ免許状ノ学科、毎週教授時数ハ凡十八時。
- ②待遇：判任三級本俸百拾五円以下、此外ニ加俸手当ヲ八割一分ヲ増給シ官舎又宿舍料（五級以上二十五円以下二十円）ヲ支給ス。六人中一人ハ奏任官トシテ招聘スルコトアルヘシ此場合ハ年俸千六百円以下、加俸手当ヲ合シ本俸ノ五割二分ヲ増給ス。
- ③招聘ノ時期：数学科ノ一人ハ大正九年十二月、其他ハ大正十年四月学級ノ増加ニ伴ヒ増聘スル者ナルモ成ル可ク早ク内定シ置キ度希望ナリ。
- ④交渉ノ任ニ当ル者：大連中学校長 服部精四郎

○貔子窩尋常高等小学校（関東州）（『文部時報』46号、1921.8.1）

- ①教員の資格等：師範学校第一部卒業生、年齢三十歳未満
- ②担任学科目等：小学校本科
- ③其他：義務年限ヲ終リタル者又ハ縣ニ於テ出向ヲ承諾セル者
- ④待遇：判任本官（退隠料加算一年ニ付半年）月収百円内外（別ニ官舎ヲ給ス）赴任手当貳百円（服装随意）
- ⑤交渉担当者：校長 加藤彰廉

○上海居留民団立日本尋常高等小学校 (『文部時報』59号、1921.12.11)

- ①教員の資格等：小学校本科正教員資格者、男女ヲ問ハズ、身体強健意志堅固、相当経験アル者
- ②人員並招聘時期：五、六名、大正十一年三月末迄
- ③待遇：本俸ノ外月額三十弗乃至四十弗ノ手当アリ、赴任旅費判任二等相当、在任三年以上ノ者ハ帰国旅費支給
- ④交渉担当者：校長 土佐林勇雄

これらの例から言えるのは、官立である関東庁大連中学校の場合は増級という事情もあるが、人材を国内から広く聘用しようとする意図が明白であることである。中学校長が「奏任官又ハ判任官ノ待遇」であった当時（「公立学校職員制」、大正6年勅令第5号）、一中学校に奏任二人の可能性、及び破格とも言える加俸手当の支給がそれを示している。当時判任官待遇のトップ（一等）の月俸が50円であった。

そのことは、貔子窩尋常高等小学校の場合も言えることである。貔子窩の条件にある「義務年限ヲ終リタル者」というのは、師範学校卒業生には教職服務義務があり、任命権者である知事が服務義務未了者には「休職」や「出向」を認めないケースがあったからである。文部省自身は1906年（明治39）6月に「義務ヲ了リタルト否トヲ区別セザル」旨回答していた（午高普36号）。（14）「服装随意」の意味は今一つ不明であるが、当時国内では教員に服制があったことは事実である。

上海日本尋常高等小学校は、海外の日本人学校で最も規模の大きかった学校で、1908年（明治41）6月に在中国で4番目に在外指定学校になった。上海の「租界」（共同専管居留地）に日本人学校があったので弗通貨であった。「男女ヲ問ハス」と言う募集条件も注目したい。上の3例にはないが、募集条件として「男子」「女子」「妻帯者」「有配偶者」等の条件をつけるのが通常であった。

第5節 『官報』による教員募集

大正末期以後には、教員聘用・募集に『官報』広告欄を使用することも始められた。先に第1次世界大戦後、海外の学校教員募集に関して外務省に直接問い合わせがあったことを紹介した。それはその後も続き、例えば大正末期・1926年（大正15）には、外務省は次のように相次ぐ照会への回答文書を準備しなければならなかった。

- ・南洋庁小学校教員就職問合ノ件（6.2）
- ・在外日本人小学校教員志望ニ関スル件（6.9）
- ・在伯〔ブラジル〕邦人小学校教員就職方希望ニ関スル件（6.24）
- ・新嘉坡方面邦人小学校教員就職方ニ関スル件（7.1）
- ・在外小学校教員就職希望ノ件（7.6）

これらは、回答文案として主に亜細亜局起案文書として残されているものである。(15) 最初の南洋庁小学校の場合は、所管が南洋庁ゆえそちらに移報する旨の回答であり、最後の場合は「小学校教員ハ目下在外各地トモ無欠員ニ付御提出ノ履歴書一先返送ス」と言う回答文案であった。

こうした背景があったからであろうが、外務省が率先して『官報』広告欄での教員公募を始めたのである。『官報』の一般広告は1919年(大正8)4月に始まるが、学校関係の広告は1887年(明治20)から掲載されて学生・生徒募集などにも利用されていた。しかし、海外の日本人(語)学校教員募集での「広告欄」利用は、1926年(大正15)以後のことである。

この年7月9日付で中国天津総領事・有田八郎より外務大臣・幣原喜重郎宛に、「当地小学校訓導中今回欠員二名生シタルニ付左記学校側ノ希望条件御参照ノ上適任者人選方至急御配慮相煩度シ」との公信があった。外務省亜細亜局はその教員推薦について、「今回新シキ試トシテ官報ニ依リ教員公募ノ方法ヲ取ルコト」にしたのであった。その掲載案は7月19日付起案、翌日送付、そして1926年(大正15)7月21日付『官報』に登載された。

小学校教員募集

支那天津日本居留民団立小学校ニ於テ左記条件ニ依リ小学校本科正教員二名ヲ求ム希望者ハ履歴書ヲ来ル八月十日マデニ本省亜細亜局第二課宛提出セラルヘシ

大正十五年七月

外務省

資 格 小学校本科正教員
俸 給 六級上俸又ハ下級ヲ給ス
年 齢 三十歳乃至四十歳ノ男子ニシテ有妻者
学識技能 音楽ニ堪能ナル者若クハ算術ニ秀テタル者

この募集に対して、7月23日付で茨城県訓導・木村謙が志望した。外務省は7月29日付で「面談」の必要から木村に8月5日迄の「出頭」を要請した。そして外務次官名で茨城県知事宛、木村の天津総領事へ「出向被命度」申進、8月9日付の出向辞令、8月20日神戸より赴任、天津総領事による任命は8月10日であった。「音楽ニ堪能ナル」教員の方も福島県訓導・鈴木義美が8月18日付で発令された。7月26日付天津総領事よりの追加一名の推薦方要請についても8月26日に採用が決定した。これは、出向ではなく退職・採用であった。(16)

以上の経過は、『官報』の効果と断言はできないが、予め出向者(採用者)が内定していたとは思われない。この頃には在中国の在外指定学校への就職希望の需要はかなり高かったと思われる。上海や天津は法制局が言うように「気候風土險悪ナル地」ではなかったのである。以後、外務省は在外小学校教員募集の広告を『官報』に載せることを常とした。

1920年度(大正9)に外務省によって始められた「海外児童教育費補助」事業は1924

年度（大正 13）総額 5 万円の大増額を実現した。因みにその時（1924 年 4 月現在）の調査によれば、在外指定学校小学校 23 校・児童数 5,167 人・教職員数 173 人、同中等学校 3 校・生徒数 817 人・教職員数 63 人、在中国未指定小学校 13 校・児童数 263 人・教職員数 24 人であった。（17）こうして大正末期には、海外への教員派遣の諸条件は着実に整備されたのである。

（注）

- （1）「外地」という曖昧用語が近代においていつ頃から使用されるようになったか。日本固有の本土以外の「海外」の入移民国、植民地、租借地、委任統治地域、軍事占領地等の総称の意味では 1930 年代、法律用語としては 1934 年の「外地電話通話規則」（逓信省令第 51 号）が最初である（『外地法令制度の概要』）。日本人の対外認識の枠組みとして看過すべきでない、と筆者は考えている。
- （2）1902 年（明治 35）10 月 24 日 文部大臣認可、拙稿「教員の海外派遣・選奨—その歴史と様態」（在外子弟教育研究会（代表・小島勝）『在外子弟教育と異文化間教育』、1999、1）。
- （3）拙編『在外指定学校に関する法制度と諸調査』（1983、3）。
- （4）この間の経緯については「在外指定学校職員ニ関スル諸規則ノ件 大正元～十三年」（外務省外交史料館所蔵、3.10.2.10-20）に詳しい。
- （5）「学校関係雑件 六・大正三～四年」（外務省外交史料館所蔵、3.10.2.1）
- （6）同上
- （7）「学校関係雑件 七・大正五～六年」（外務省外交史料館所蔵、3.10.2.1）
- （8）前掲、注（5）～（7）
- （9）吉田熊次「海外に於ける日本人教育」（『東亜之光』第 9 卷 12 号、1914 年 12 月号）
- （10）小西重直「海外発展と教育政策」（『太陽』22 卷 1 号、1916 年 1 月号）。小西は学術誌『哲学研究』（第 5 号、1916 年 8 月）にも「東方亜細亜の教育に関する一節」と言う、旅行記というよりも策論を書いている。
- （11）武部欽一「布哇在留の日本人及其教育」（『帝国教育』第 397 号、1915 年 8 月）。武部は『小学校』誌（19 卷 11 号、1915 年 9 月）の「布哇に於ける日本人の教育」でも同様の現状報告記を寄せてはいるが、具体的政策提案はしていない。
- （12）永田のこの著書は、沖田行司『ハワイ日系移民の教育史』（1997）でも紹介されているが、そこでは「国策に基づく"海外膨張"論とそれに規定された"国際協調"論を前提として展開される」と述べられている。永田には「移民と植民」を区別する意識が希薄であったことを、筆者は問題にしたい。
- （13）『帝国教育』第 409 号（1916 年 8 月）。この「調査報告」は、従来からの教育界特に教員の社会的地位と威信の高揚を唱えたものであったが、「海外発展ノ気風養成」

の中で「教科書中ニ海外発展ニ関スル資料ヲ多ク加フルコト」と言うのは、永田稔の「移植民教育」教材論と全く同じであった。

(14) 『文部省例規類纂 明治三十九年』

(15) 「在外本邦学校関係雑件」(外務省外交史料館所蔵、3.10.2.10)

(16) 「在外本邦学校関係雑件・天津小学校」(同上 所蔵、3.10.2.10-2)

(17) 前掲注(15)に同じ

第3章 海外教員派遣の新展開—1930年代以降

第1節 人口問題・海外拓殖と拓務省の設置

1927年（昭和2）は、三大総合雑誌が相次いで「人口問題」を論じた年である。(1) 同時に社会局がその所管事務として「移植民ニ関スル事項」を加え(2)、11月には内閣に拓務省設置準備委員会が設置された年でもあった。(3) これらのことは、日本人の「海外発展」観をロマンのレベルから生活現実のリアルな問題として意識させる契機となった。人口問題は、即ち食糧問題として捉えられて、海外「移植民」へと短絡的に結びつけられたのである。そして、この「移植民」振興は、人口の海外移住の促進、したがって教員の海外派遣を惹起するものであった。その意味で、1929年（昭和4）6月10日（勅令第152号）の拓務省設置は、画期となるものであった。それは同時に、政府が所管する海外事項の権限関係において外務省との確執を生む原因ともなったのである。

拓務省の設置によって、内閣拓殖局が廃止された。そして内務省の所管事項だった「移植民ニ関スル事務」が拓務省に「移管」されるとともに、それまでの内閣拓殖局にもなかった「海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル事務」が拓務省の所管事項となった。そして、この拓務省の二大所管「事務」に関して、在外「領事官」は外務大臣を経由して「拓務大臣ノ指揮監督」を受けることになったのである。こうして、日本は政府として、「海外拓殖事業ノ指導奨励」に着手したのである。ここで「海外」については特に限定がなく、植民地は勿論、統治権の及ばない「領事官」が置かれた外国、及び国交のない地域をも含むものと解釈できるものであり、その「指導奨励」が行われる地域も国内及び広く「海外」を含意するものであった。こうして移植民と海外拓殖は一体の事業として、後の「満洲国」への移民とそこでの拓殖事業奨励は、この時すでにルールが敷かれたのである。拓務省(Departmennt of oversea affairs)とは、西欧列強諸国の「植民省」(Departmennt of Colonization)と同義であった。

しかし、画期的であった拓務省設置も設置の翌々年の1931年（昭和6）にはその廃止が公に検討されるなどその設置基盤は脆弱なものであった。その意味で1931年「9・18」（「満洲事変」）は、日本の植民地政策・行政とその組織・機構のあり方に対して大きな影響を与えたのである。

第2節 在外邦人小学校教育功績状規程の制定

拓務省が設置された1929年（昭和4）、外務省は在外邦人小学校教育功績状規程（昭和4年11月15日外務省令第8号）を制定し(4)、在外小学校の教育に関し「功績顕著ナル者」

を選奨して功績状を授与し、「官報」に公示することにした。これは在外邦人小学校教員を主対象にするものであったが、居留民団等の役員、学務委員及び学校医を含めるものであった。この時期に外務省がこの事業を始めたのは、拓務省を意識して、外国における「邦人教育事業」については自らの所管事項であることを表明したものと解される。1905年（明治38）以来の在外指定学校制度を始め、在外邦人の教育事業は外務省と文部省との共管事項であり、実際の邦人教育に対する補助金交付などの予算執行は外務省が行い、すでに見たように文部省は教育内容に関わることや教員派遣の仲介などを行っていたのである。

この小学校教育功績の選奨は、1905年（明治38）6月に文部省が制定した「小学校教育功績状規程」（省令第11号）による選奨と瓜二つと言えるものであったが、「学校医」も選奨の対象にされたことと、「功績ヲ審査スル…委員」についての規定がないことが特徴であった。文部省によるこの褒賞制度は、教育の「量から質へ」要請と教育の「効果」（実効性）の向上を目指して、教員の「奮励努力」を喚起する目的であったが、1924年（大正13）の実施を最後に廃止されていたものである。(5)

外務省によるこの選奨（13人）が最初に行われたのは、省令制定の2年後、1931年（昭和6）9月24日であった（『官報』同年9月25日登載）。その時の選奨事由で述べられたのは、「多年在外邦人小学校ノ教育ニ従事シ励精其ノ職ニ尽シ教導感化ノ功績顕著ナリト認ム 仍テ…茲ニ選奨ス」とされた。功績の対象とされた「多年」の教職歴とは何年程度で、「教導感化」とは具体的に何を意味していたであろうか。上海日本尋常高等小学校の校長として選奨された石井紘の就任は1923年（大正12）であり、訓導として選奨された中島増登の就任は1920年（大正9）であったから(6)、前者の石井が選奨時まで8年は在職したことになる。以後、ほぼ毎年選奨があり、1940年（昭和15）まで『官報』で確認されたのが29人、『官報』では未確認であるが他の文献で選奨を受けた旨の記述がある者が2人、計31人確認されている。

その31人の内訳を見ると、校長（兼訓導）が19人、訓導が10人、居留民団学務委員・校医、日本人会理事・校医が各々1人ずつ、となっている。国・地域別では、中国が22人（内、上海が14人）と断然多く、シンガポールが3人、香港、ハワイが各々2人である。その他、リマ（チリー）、ウラジオストク（ソ連邦）が各1人である。中国では上海の14人に対し、天津が1人と極めて少ない。これは、選奨に対する総領事また領事の熱意の違いではなかったろうか？

この外務省の在外邦人小学校教育功績の選奨については、その背景、意図、選奨の基準と選奨された人々の特徴など、不詳なことが多い。『在外子弟教育問題（未定稿）』と題する昭和6年（1931）3月に作成されたの冊子体の秘文書（外務省通商局第三課）では(8)、「海外在留邦人ノ子弟ノ素質良否及教育ノ有無ハ本邦人ノ海外発展ノ成否ニ深甚ノ関係ヲ有スル」という基本認識に立って、省内に「在外子弟ノ教育ニ関スル事務ヲ専掌スル職員」を設置し、その「教育ニ関スル方針」の確立を求めた。当時の外務省の政策的対応の現状

はこのようなものであった。

第3節 「満洲事変」以後の在満日本人・「開拓民」の増加

「満洲事変」の背後に日本人の「人口問題」が喧しく言われたが、「満洲国」成立後、日本人はどの位該地へ移住したであろうか？外務省の調査によれば、1930年（昭和5）の中国東北部の日本人は、関東州と満鉄附属地を除くと僅か1.3万人であったが、1935年（昭和10）には関東州除く満洲国の日本人は14.4万とほぼ10倍に増加していた。自然増を含む数ではあるが移住者が急増した事は事実であった。（9）

別の調査によれば、1930年の関東州、満鉄附属地を含む中国東北部の日本人総数は22.9万人で、1935年の該地の日本人総数は44.4万人で、5年間で2倍化していた。（10）この増加数21.5万人も自然増を含むが、約20万人が移住したと言えよう。その5年間の日本内地の人口増が400万人、内生産年齢人口（15才～59才）の増加が200万人と推定された。中国東北部に移住した日本人が生産年齢であったとすれば、内地の増加生産年齢人口の約1割を中国東北部が吸収した計算になった。ところが、その人口増の内訳を見ると、先ず、中国東北部でも実は関東州と満鉄附属地で13.5万の増加であり、移住者の出身地は九州、中国地方（しかも都市生活者）が多く、またその移住した日本人が就労した職業（本業）は商業、工業、交通業であって、農業人口の増加は微々たるものであった。つまり、1932年（昭和7）に始まる拓務省の満洲農業移民は、第4次（1936年）までで2,500人に過ぎなかった。（11） 以上のような人口移動動向が、次ぎなる移植民政策を促したのであった。

それは一口に、百万戸開拓民送出計画（1936）と満洲開拓政策基本要綱（1939）に表現された政策展開であった。上に述べたような開拓民の「試験時代」というべき時期を経て、拓務省は1936年（昭和11）、「20箇年〔1937－1956年〕百万戸開拓民送出計画」を立案し、翌1937年度（昭和12）から実施した。1935年（昭和10）に公益団体として設立された満洲移住協会（会長・斉藤実）も、1937年には財団法人として改組拡大された。そして日満両国間において1939年（昭和14）12月に「満洲開拓政策基本要綱」が確定した。以後、満洲農業移民と移民団は、「開拓民」（開拓農民、開拓民、満蒙開拓青少年義勇軍）と「開拓団」と呼ぶこととされた。こうして、1932年開始された満洲農業移民政策の結果、1945年まで開拓民は24万人とも27万人とも言われたのである。（12）

このような中で当然「開拓民」にとってその子弟の教育は、生活において大きな関心と位置を占めるものであった。そして満洲国開拓団小学校教員については、在外国の小学校であるため、「退職・出向」の手続きを経なければならず、朝鮮・台湾等への派遣よりハンデを負っていた。（13）1937年（康徳4）の満洲国・学制要綱の制定と翌年1月実施は満洲開拓民・団にとってばかりでなく、該地での教員需要と「内地」からの教員派遣に新たな段階を画するものであった。満洲帝国文教部による「内地」向け教職員募集要綱は

1937年（昭和12）3月に公告された。（14）勿論、満洲国でも自前の教員養成機関を師範学校以外にも、例えば在満学校組合連合会は1940年（昭和15）4月に、修業年限2年の「開拓地教員養成所」を設置し認可された（在満教務部告示第8号・昭和15年6月21日）。

第4節 教員招聘・募集の過熱化

海外への教員派遣の要請・実施が、人員の上でも、内容の上でも個別学校単位で対応できた時期から、上のように年間2万人前後の開拓民の移住時期を迎え、一元的、統一的対応が必要されたのは必然であった。従来も居留民団、在外日本人会—在外公館—外務省—文部省—府県知事—学校長という公式のルートはあったけれど、実質的には個人や民間団体（府県教育会など）ルートが重用されていた。しかし、この期になると教員派遣の需要の増加（派遣要請元が、在満日本大使館を含む在外公館の他に、朝鮮総督府、台湾総督府等）、そして国内の教員不足が加わって、教員のリクルートが難しくなったのである。

文部省が普通学務局長名で全府県知事宛に「朝鮮初等学校教員募集ニ関スル件」の標記で通牒を發したのは、昭和13年度に向けた1937年（昭和12）12月27日（官普296号）が最初であった。しかし、その史料は見つかっていないので、翌1938年（昭和13）の通牒からその「募集要項」を紹介しよう。（15）通牒自身は1938年（昭和13）10月8日付（官普204号）普通学務局長名の府県知事宛の、応募希望者推薦方の配慮であって、詳細等「必要アル場合ハ直接朝鮮総督府ニ御照会相成度」という素っ気ないものであった。

募 集 要 項 [朝鮮総督府学務局]

- 一 募集人員 凡八百名
- 二 応募資格 (イ) 小学校本科正教員又ハ尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者
(ロ) 成ルベク俸給月額六十五円以下ノ者ヲ希望ス (人物、閱歴ニ依リテハ其以上ノ者ヲモ採用スルコトアルベシ)
- 三 応募手続 応募者ハ左記書類ヲ整ヘ昭和十三年十一月十五日迄ニ所轄府県知事ニ提出セラレタシ
府県知事ハ右書類取纏ノ上昭和十三年十一月二十五日迄ニ朝鮮総督府学務局長宛推薦セラレタシ
(1) 願書 (別紙様式ニ依ル)
(2) 履歴書
(3) 教員免許状写
(4) 身体検査書

(5) 戸籍抄本（昭和十三年十月以降認証ノモノ）

(6) 写真（最近撮影セル手札形半身写無帽ニテ台紙ヲ附セズ裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記入スルコト）

四 募集ノ方法 府県知事ノ推薦ニ依ル応募者ニ対シ昭和十三年十二月中左ノ試験地ニ於テ口頭試問及身体検査ヲ行ヒ採否ヲ決ス

試験地

- ・ 福岡市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、
- ・ 山口市、広島市、岡山市、松山市、徳島市
- ・ 松江市、福井市、富山市、新潟市、長野市
- ・ 京都市、名古屋市、静岡市、千葉市、浦和市
- ・ 仙台市、秋田市、青森市、山形市

備考 一般へ発表スル募集要項ニハ各試験場ニ於ケル試験期日ヲ明示ス

五 応募者須知要項

(1) 任用 小学校訓導（判任官）ニ任用ス

(2) 待遇

(イ) 本俸 採用ノ時ニ於ケル俸給月額ヲ標準トシテ定ム

(ロ) 加俸 朝鮮在勤加俸トシテ本俸ノ六割ヲ支給ス

隣接国境地方其ノ他僻陬ノ地方ニ勤務スル者ニ対シテハ右ノ他更ニ一割乃至二割ヲ加給スルノ他特別手当若干ヲ支給ス

(ハ) 宿舍料 家族ヲ有スル者又ハ扶養スル義務アル者ヲ同居セシムルカ或ハ教育又ハ病氣ノ為朝鮮内ニ居住セシムル場合ハ全額ヲ支給シ其ノ他ノ場合ハ半額ヲ支給ス

宿舍料全額	一級地	十八円
	二級地	十三円
	三級地	十円

(3) 赴任旅費 打切旅費トシテ実費程度ヲ支給ス

(4) 恩給年限 内地ノ勤務年数ト通算スルノ外朝鮮在勤年数ニ関シテハ在勤期間一月ニ付半月ヲ加算ス

これは朝鮮総督府の昭和 14 年度採用予定の「内地」向け「教員募集要項」である。まず、その募集人員が 800 名という多数であること、有資格教員を求めていること、「内地」に比し「朝鮮在勤加俸」など待遇がいいことなどが特徴である。朝鮮総督府の場合は 1937 年度（昭和 12）より 10 年間で公立普通学校の就学率を 5 割とする拡充計画があったが、それを 5 か年計画に短縮したため、特に「内地ヨリ現職小学校教員ノ招聘ヲ必要」としたのであった。したがって朝鮮総督府は翌昭和 15 年度以後も、年々 600 名の「内地」

現職教員を募集したのである。しかし、その充足率は昭和 15 年度の場合「3 割程度」であった。しかも朝鮮総督府は昭和 10 年度以降毎年度、官立師範学校を新設・拡張し、中等学校卒業後修業年限 6 月乃至 1 年の講習科なども設置して自前の教員養成を実施していたのである。

先に文部省の通牒を「素っ気ない」と述べたのは、文部省として積極的に対応しきれなかったことを意味している。同年・昭和 13 年 12 月 22 日付の普通・専門・実業三局長通牒（官普 250 号）「外地教員ノ招聘ニ関スル件」は、「関東局関係、南洋庁関係、満洲国関係、北支関係」など計 500 名弱の教員募集を各知事宛に依頼した。これらの依頼は、外務省—文部省経由と同時に在満日本大使館や在中華民國大使館から、直接各知事にも要請されていたのであった。大使館の場合は「内地」の知事宛ばかりでなく、朝鮮各道知事や台湾総督府宛にも推薦方依頼状を送付していたが、実際教員募集地である朝鮮から同じ事情の「満洲国」への教員赴任と言うこともあった。

翌昭和 14 年には台湾総督府より小学校教員 500 名の採用依頼があつて、文部省は 1 月 25 日付普通学務局長通牒（官普 1 号）「外地教員の招聘ニ関スル件（第二回）」を各知事宛に発した。「外地」現地機関から直接各知事宛の場合は、人員数を指定した「推薦依頼」の形をとることが多かった。

こうしてこの期に、朝鮮、台湾、関東州、南洋、満洲国、中国等の「外地外国へ出て行った」中等学校、小学校の教員は、1937 年〔度〕（昭和 12）に 1,060 人、1938 年に 1,417 人、1939 年に 1,780 人と報じられた。(16)「外地・外国」に教員を送出する府県は従来地域差があつたが、「満洲国」が対象になったこの期もその傾向はあつたと推定されるが、確かな統計は見いだされていない。(17)

このような教員招聘・募集・派遣の過熱現象に、「内地」各知事・学務関係者はもとより文部省等の政府機関においても、何らかの「統一」的対応組織態勢を必要としたのである。

第 5 節 教職員派遣の一元化

1940 年（昭和 15）7 月 16 日文部省訓令で、外地派遣教職員選考委員規程を制定した。その趣旨は、「輓近滿支及植民地ニ於テ活動スル教職員ノ推薦斡旋方ヲ其ノ筋ヨリ依頼セラルル事漸ク多キヲ加フル実情ニ鑑ミ今般大臣官房ニコレ等ノ向ヘ推薦セラルルコトヲ希望スル者ノ選考ヲナス為」であつた。この全 3 条の訓令の第 3 条「選考委員ノ選考ニ附スベキ教職員ハ別ニ之ヲ定ム」とされた。(18) この年 12 月 20 日の全国学務課長視学官会議では、文部、外務、拓務、陸海軍各省、興亜院、対満事務局間の連絡協議の結果が伝えられた。それによれば、毎年 1 月に文部省が派遣数を決定して各府県に割り当て、2 月に各府県から推薦を受け、4 月の新学期には赴任させる、という段取りであつた。大学・高等専門学校教員は文部省が直接選考・推薦し、中等学校、青年学校、小学校（国民学校）

の教員は府県が選考して文部省が推薦することとした。併せて以後、派遣教員と内地教員の交流を計るとされた。(19) この方針は翌 1941 年(昭和 16) 4 月の閣議決定とされた。これはもはや募集ではなく、動員による「派遣」というべきで、実際文部省は「教職員が自由に自分の好きな外地又は外国へ転出することは認められなくなった」と説明した。(20)

統一選考・派遣の初年度(1941・昭和 16)は「種々誤解や不徹底の点」があったとされたが、2 年目の翌 1942 年度の場合は各府県平均で「国民学校教員 30 数名、青年学校 3 名位、中等学校 12, 3 名」が割り当てられた。埼玉県の場合は、国民学校教員 31 名、青年学校教員 3 名、中等学校教員 12 名で、府県平均そのものであった。この割り当ては派遣先の外地・外国別、学校所管別に人数指定されており、例えば埼玉県の国民学校教員の場合、在満教務部〔日本人学校〕11 名、満洲国政府 2 名、「北・中支」2 名、朝鮮 9 名、台湾 6 名、樺太 1 名で、この年は外南洋は含まれていなかった。(21) 各府県がこの割り当てにどのように応じたか、それは今後の課題である。

外地・外国への教員派遣の必要性・意義については、1943 年(昭和 18) 5 月 8 日付文部次官通牒(発総 98 号)「外国及外地へ派遣セラルル教育職員ノ取扱ニ関スル件」で率直に表明されていた。即ち、「大東亜共栄圏ノ確立ハ大東亜ニ真ノ日本精神ヲ扶植シ皇国ノ道ニ則ル教育ヲ徹底スルニ在リ 之ガ為ニハ全国ニ亘リ務メテ優良ナル教育職員ヲ簡拔シテ現地ニ派遣スルノ要緊切ナル」と。大東亜共栄圏の確立のために教員を現地に派遣する、と言うのである。「現地」とはどこか、「満洲国、中華民国、外南洋、朝鮮、台湾、南洋群島及関東州」で、1942 年(昭和 17) 11 月拓務省、興亜院を統合して設置された「大東亜省」の所管地域だけでなく、陸・海軍省所管地域つまり軍事占領地も含まれていたのである。(22)

第 6 節 大東亜共栄圏の崩壊と教員派遣の終焉

1938 年(昭和 13) 11 月 3 日の近衛総理の「新しき東亜の建設」演説(第 2 次近衛声明)後、文部省は「外地及び大陸方面」の教員派遣要請に応えるべく、師範学校 20 校に「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級」(大陸科)〔大陸特別学級〕を設置した。(1939 年度 10 校・10 学級; 1940 年度 10 校・10 学級。) 1 学級定員 40 人であったが、初年度(10 校)入学者 268 人、翌 1940 年度(20 校)入学者 426 人で、いずれも大きく定員割れの状態であった。(23) 師範学校自体の入学志願者が減少していた時期にあって、この特別学級も不人気であったことが窺える。

1942 年(昭和 17) 11 月現在、中国に派遣されていた初等・中等教員総数 512 人という文部省統計が残っているが(24)、次年度以降の増員要求もあり、その人員不足は深刻であった。その現地速成養成については、1945 年(昭和 20) 3 月の在支日本国民学校教員養成規程(大東亜省令第 5 号)に見られるように、在中国の日本高等女学校(3 校・在外指定学校)に給費生の専攻科設置も試みられた。

また、1938年（昭和13）12月の興亜院の新設後は、「対支文化工作」としての日本語普及を緊急課題とし、1940年からはそのために興亜院は派遣日本語教員のために特別の「錬成」訓練を施した。（25）翌1941年4月には興亜院に興亜錬成所を設置し、「支那」で政治、経済、文化活動に従事する専門学校卒業程度以上の者に「13か月」に錬成を実施した（興亜錬成所規程・閣令第8号）。さらに「大東亜戦争」の拡大は、南方諸地域で政治、経済、文化活動に従事する者に対する錬成のために、1942年11月興南錬成院を設置した。（翌年11月、興亜錬成所と統合して大東亜錬成院となった。院長・幣原担）。その「募集要項」によれば、その第二部院生（大学・専門学校卒業等、6か月錬成）100名、第三部院生（中等学校卒業等、1年錬成）200名が募集された（『官報』昭和18.1.15）。

また、その系として文部省は「南方派遣日本語教育要員養成所」を、明治大学予科内に設けた。（26）これらの錬成と派遣は、大東亜共栄圏構想が軍事占領地の拡大として現実化したものであり、1945年（昭和20）8月15日を以って終焉を迎えた。

おわりに

近代日本における「教員の海外派遣・選奨」、その政策と様態の歴史を「概観」したのが、本稿である。書き終えて通読してみて、改めて風呂敷のサイズの割に「穴」が多いことに気づく。それでも「概観」としての役割は果たしたのではないか、自賛はしないが自画している。

20世紀の初頭から日本政府が関与を始めた教員の海外派遣。その50年弱の「派遣・選奨」の歴史的概観において、一番大きい「穴」は、派遣・選奨された教員たちの息遣いが余り伝わって来ないことである。初めからそれを目指さなかった、と言えば正直なのだが、そこには教育史研究の目的と方法の問題が横たわっているように思う。そもそも、このような論稿を思い立った背景には、日本人学校を含む、世界の大学・学校からの日本人教員の招聘要請があり、政府を初め各機関・組織・団体がそれに応じている現実がある。そこで生起する諸問題の歴史的性格を検証してみたい、と言うのが筆者の動機・モチベーションであったように思う。したがって、この論稿の生死は、現実に「生起する諸問題」をいかにリアルに捉えるか、にあった。それは、この問題への「政策」のあり様と、それに規定されながらもそれに包摂尽くされない「教員の生き様」であろう。本稿では、この「後者」の叙述が極めて薄弱である。勿論、「政策」分析が十分というのではないが、政策研究の深化によっても「教員の生き様」のリアリティはある程度までは把握できると思われるが、おそらく別の方法も併用すべきであろう。本論稿が対象とした大多数の教員＝「死者の生き様」をいかに描くか、これは歴史研究に通底する問題である。

筆者が本稿の続編を構想するとすれば、つまり「穴」を埋めようとするならば、それは何を対象にすべきであろうか。1945年8月の日本の敗戦後、外地・外国に派遣された大多数の教員は日ならずして日本に帰国したであろうが、自らの意思で帰国しなかった教員、

希望しながら帰国できなかった教員が必ず居たはずである。その教員からの視点は本稿に根底的、本質的提起をしてくれるであろう、これを自らの課題にしたいと思う。

(注)

(1) 矢内原忠雄「時論としての人口問題」(『中央公論』1927年7月号)、高島素之「人口と食糧」(『太陽』1927年7月号)、高島素之「マルサスの人口論」(『改造』1927年12月号)、山川均「人口問題と産児制限」(『太陽』1927年10月号)、高田安馬「人口問題の反批判」(『改造』1927年9月号)、永井享「世界の人口論より日本の人口論へ 上、下」(『太陽』1928年1月号、2月号)

(2) 社会局官制中改正(昭和2年4月19日・勅令第89号)

(3) 「彙報・官庁事項」(『官報』昭和2年12月1日)、会長は法制局長官、委員11人で構成された。

(4) 在外邦人小学校教育功績状規程(全3条)は次の通り。

第一条 在外邦人小学校教員ニシテ其ノ功績顕著ナル者ハ外務大臣之ヲ選奨ス 居留民団又ハ之ニ準ズベキモノノ役員、吏員又ハ学務委員ニシテ小学校ノ教育ニ関シ功績顕著ナル者及小学校ノ学校医ニシテ学校衛生ニ関シ功績顕著ナル者ハ亦之ヲ選奨スルコトアルベシ

第二条 前条ノ選奨ハ功績状ヲ授与シテ之ヲ行ヒ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

第三条 在外邦人小学校教員ニシテ小学校令第四十九条ニ依リ其ノ有スル免許状効力ヲ失ヒ若ハ免許状ヲ褫奪セラレタルトキハ教育功績状ヲ返納セシメ官報ヲ以テ之ヲ公示ス 其ノ他ノ者ニシテ公権ヲ剥奪セラレタルトキ亦同ジ

附則

本令ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(5) 文部省の小学校教育功績選奨については、笠間賢二「日露戦後期における教職意識振興策—「小学校教育功績者選奨」の分析—(『東北大学教育学部研究年報』第38号、1990.3)による。

(6) 『上海居留民団立日本尋常高等小学校諸統計便覧(大正13年4月10日現在)』より。

(7) 外務省の「在外邦人小学校教育功績状規程」は、1937年(昭和12)12月の外務省令第18号で追加改正(「第4条 本令ハ満洲国ニ於ケル選奨ニ関シテハ之ヲ適用セズ」)を行った。「満洲国」成立後5年を経たこの時期に「満洲国」を対象外としたことの意味は、おそらく「日中戦争」と関わりと同時に、「満洲国」に於ける邦人教育目標は「日本人としての国民教育」に収斂することは出来ず、したがって他の「外国」と同列に扱えなかったからであろう。実際それまでも「満洲国」からの選奨の例はなかったのである。

(8) 通商局第三課は「移民、旅券及外国移住ニ関スル事項並戸籍、国籍、遺産及在外帝国臣民ノ保護ニ関スル事項。外国人ノ出入国ニ関スル事項」(外務省分課規程)を所掌していた。

(9) 外務省調査部『昭和十年 在外本邦人調査報告』(1936)

(10) 阿部源一「事変後の在満内地人に増加」(『拓殖大学論集』第7巻第1号、1936.10)

(11) 同上

(12) 岡部牧夫『満洲移民関係資料集成 解説』(1990、不二出版)

(13) 拓務省拓務局長通牒「満洲開拓団小学校教員ニ関スル件」(拓垂一第3060号、昭和15年9月5日)は、開拓団小学校への赴任がしばしば「事後手続」きになっていることに対し、「関東局在満教務部トノ事前手続ヲシ出向ノ命令ニヨリ渡満セシメラルル」よう、各知事に注意を喚起したものであった。在満教務部開庁後、日が浅いという事情もあったと推測されるが、赴任地が「外国」であるという認識が関係者にも希薄であったのであろう。(「海外小学校教員募集ニ関スル件 昭和13年以降」、大分県公文書館所蔵)

(14) 日本国内向けには、「満洲国文教関係教職員募集要綱」という標題で、1937年(昭和12)の3月16日付『官報』広告欄に掲載されたのが、その最初と思われる。

(15) 「海外小学校教員募集ニ関スル件 昭和13年以降」(大分県公文書館所蔵)。この簿冊資料は、上記表題のもとでの県知事と国内政府機関、在外公館、県内各学校・団体等との交換公文書綴り資料であり、この期の状況を伝える他に類を見ない貴重な資料である。以下の通牒文書は、一々断らない限りはこの簿冊資料からのものである。

(16) 『教育』9巻2号(1941年2月号)。この詳しい員数は文部省が調査した結果と思われる。この期の派遣教員数には類似の資料があつて確定しづらいが(逸見勝亮『師範学校制度史研究』1991、p126頁)、この員数の根拠は示されていない。

(17) 「昭和十四年度ニ於テ外国及外地へ赴任シタル教員数調ニ関スル件」と題する、宮城県学務部長発、文部大臣官房文書課長宛「回答」(案)の原義書(宮城県立図書館所蔵)に依れば、この員数調べの文部省からの照会は1940年(昭和15)10月2日付(照文13号)に行われているが、おそらくその前々年度あたりから、この種の調査を始めたのであろう。因みに1939年度の宮城県の場合は、小学校教員28人(赴任地外国7人、外地21人)、中等学校教員2人(いずれも赴任地外国)、計30人(外国9人、外地21人)であり、外地では朝鮮が14人と約半数を占めた。これが全国的傾向であり、宮城県がその平均値を示していたとは推定しにくい。

この調査で注目したいのは、「外国」と「外地」(統治権内)を明確に区別していたことであるが、それは赴任地が外国の場合その身分上の手続きは「退職」となるからである。ところが、宮城県は全員を「出向」扱いにしていたが、外国でも在外指定学校に赴任する場合を「出向」扱いにしていたのではないかと思われる。

(18) この訓令は1942年(昭和17)11月に改正されたが、標題を「**外国及外地派遣教育**

職員選考委員規程」とその内容を明確にしたこと、選考委員を「大臣官房ニ…置ク」から「**総務局**ニ…置ク」としたことの2点であった。前者は当時「外国」と「外地」を区別しない理解があったことを窺わせるものである。後者は文部省の機構改革の結果であるが、大臣官房が廃止されて総務局が置かれ、そこに初めて「渉外課」が設置されたのである。

(19) 前掲・注(16)に同じ

(20) 清水虎雄「教職員の大東亜共栄圏派遣に就いて」(『文部時報』753号・昭和17年3月)及び文部省「大東亜共栄圏への教育職員派遣」(『週報』279号・昭和17, 2, 11)。

(21) 「昭和十七年度第一期ニ於テ外国及外地ニ派遣スル教育職員配当ニ関スル件」(埼玉県学務部長発、各学校長宛、十七学収第1213号、昭和17年2月23日)(埼玉県文書館所蔵)

(22) 「文部省総務局関係 公文書綴、兵庫師範学校」(国立教育政策研究所所蔵・複製)

(23) この「特別学級」(大陸科)については、逸見勝亮『師範学校制度史研究—15年戦争下の教師教育』(1991)の(119～160頁)で分析されているが、「詳細は不明」の部分が少なくないとされている。

(24) 「支那派遣中小学校教員現在数調 昭和 17.11」(『大田周夫旧蔵資料』、国立教育政策研究所所蔵)

(25) その第1回「錬成」は1940年(昭和15)9月25日から10月15日まで、第2回は翌年1月10日から24日まで、興亜院指導下の興亜団体連合会主催で行われた。(『興亜』1巻10号・昭和15年11月;同 2巻3号・昭和16年3月)

(26) 前掲注(22)「文部省総務局関係 公文書綴、兵庫師範学校」

資 料 篇

資料 解 題

1. 資料篇には、教員の海外派遣の政策に関わる資料中、従来余り知られていなかったと思われるもの5種類を収録した。即ち、(1) 関係法規、(2) 『文部時報』による「教員招聘広告」、(3) 『官報』による「教員募集」広告、(4) 在外邦人小学校功績者選奨一覧(1931～1940) 外務省、(5) 「公立学校職員等海外派遣調」(1922) 文部省普通学務局、である。

2. 最初の(1)「関係法規」には、勅令、訓令、通牒を載せたが、それらはあくまでも、教員派遣が具体的課題となった時の、派遣という行政行為が直接関わった「法規」類だけである。それに付随する例えば個別待遇問題などの関係法規には及んでいない。①と②は外国政府に招聘された場合の「官吏」の扱いを定めた勅令であり、それが「待遇官吏」である公立学校教員にも適用されて行く過程を示している。「外国政府」の場合であるから、日本統治下の台湾、朝鮮等は異なることは言うまでもない。対象が外国政府だけでなく、「国際機関」にもそれらが及ぶのは国際連盟の結成・加盟後の1920年(大正9)のことである。市町村立小学校教員の海外派遣は当初「韓国」のみを対象として、1902年(明治35)の「休職」扱が最初の事例であり、以後拡大されて、一方で「在外指定学校」制度を創出した。⑤～⑦は1930年代以降の教員派遣についての新しい動向を示す訓令、通牒である。

3. 1920年(大正9)5月創刊の『文部時報』は、該年の10月から教員の「招聘・推薦・希望」広告の掲載を始めたのである。そこには海外の諸学校からの「教員招聘広告」も掲載された。ここでは1935年(昭和10)までに確認された13の事例を収録した。ここでは、特に資格要件と待遇について注目したい。また、この「招聘・推薦・希望広告」は効果があったと文部省自身が評価していたのである(『文部時報』第61号)。

4. 海外、主に在中国日本人学校からの教員招聘・任用の窓口になっていた外務省亜細亜局が、『官報』の広告欄に在外「小学校教員公募」を載せる新しい試みを始めたのが1926年(大正15)のことであった。これも「教員人材」を広く全国から募る方法として採用されたもので、この広告は1934年(昭和9)まで確認されている。遺漏があると思われるが、20件(公募教員36人)を収録した。ここでも、在外指定学校が圧倒的に多いが、それでも応募資格要件と待遇の多様性に注目したい。

5. 外務省は、1929年(昭和4)に在外邦人小学校教育功績状規程(同年11月15日省令第8号)を定めて、在外学校関係者の「選奨」という表彰制度を開始した。(この規程全文は本論文で紹介した(p.32)。)何故にこの時期に選奨かについてはなお検討を要するが、対外的には移民政策、対内的には対拓務省という事があったと推測される。収録した「一覧」は規程によって『官報』に登載された選奨者を、編者においてまとめたものである。

6. 最後の「公立学校職員等海外派遣調」は、本論文の主題からは多少外れるものであるが、1920年代の道府県による教員等の主に海外視察のための派遣状況である。第一次世界大戦後の「海外発展」論の道府県による対応を示す資料である。『文部時報』(94号)に報告された文部省普通学務局調べの結果を、同誌から転載した。

1. 関係法規

① 外国政府ノ招聘ニ応スル官吏ニ関スル件

明治33年(1900)1月18日・勅令第9号

官吏許可ヲ受ケ外国政府ノ招聘ニ応シタル者ハ之ヲ定員外ト為スコトヲ得 但シ招聘ニ
応シタル日ヨリ解約帰朝ノ日ニ至ル迄ノ間俸給及旅費ヲ支給セス

② 外国政府ニ聘用セラレタル官吏ニ関スル件

明治37年(1904)8月29日・勅令第195号

在職官吏ニシテ許可ヲ受ケ外国政府ニ聘用セラレタル者アルトキハ其ノ聘用中ニ限り臨時
其ノ官ヲ増置セラレタルモノトス

前項ノ官吏ニ対シ必要アルトキハ特ニ在職者ニ関スル規定ヲ適用スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ俸給ハ之ヲ停止シ旅費ハ之ヲ支給セス

附 則

明治三十三年勅令第九号ハ之ヲ廃止ス

(注) 本勅令は、同年12月19日公布・勅令第237号を以て、公立学校教員等「待遇官吏」にも
適用されることとなった。

③ 官普47号 明治37年(1904)9月15日

文部省普通学務局 沢柳政太郎、 長崎県知事 荒川義太郎殿

[在韓国居留地学校教員聘用に関する通牒]

在韓国居留地ニ於ケル普通教育ニ関シテハ居留民ニ於テ各相当ノ施設ヲ為シ専ラ普通教育
ノ普及ヲ企図シツツアルモ教員ノ聘用等ニ就テハ常ニ不便困難ヲ感ズルコト少カラザル趣
ヲ以テ相当保護ヲ与ヘラレ度旨居留民長ヨリ申請有之候処 在外国居留地ニ於ケル国民教
育ノ忽諸ニ附スベカラサルハ論ヲ俟タサル儀ニ付相当ノ保護ヲ与ヘ度見込ニ候條 貴縣ノ
如キ韓国移住民ノ多数ナル地方ニ在テハ右居留地ヨリ教員聘用方申出候節ハ特ニ便宜ヲ与
ヘラレ候様致度 尤モ右ノ場合ニ於テ現ニ小学校ニ在職ノ教員ニアリテハ小学校令施行規
則第二百二十七條ニ依リ休職処分上申相成候ハ認可相成省議ニ有之候條 右併セテ御含
成度依命此段及通牒候也

④ 発普178号 明治39年(1906)6月6日

文部省普通学務局長心得 文部省視学官 野尻精一、 東京府知事 千家尊福殿

[清韓其他外国居留地学校教員聘用に関する通牒]

清韓其他外国ニ居留スル本邦人ノ普通教育ニ関シテハ右関係官庁又ハ居留民等ニ於テ各相当ノ施設ヲ為シ専ラ普通教育ノ普及ヲ企図シツツアルモ教員聘用等ニ就テハ常ニ不便困難ヲ感スルコト少カラサル趣ニ有之候処 在外国邦人ノ子弟ニ対スル国民教育ノ忽諸ニ附スヘカラサルハ論ヲ俟タサル儀ニ付相当ノ保護ヲ与ヘ度見込ニ候条 右官庁又ハ居留地等ヨリ教員聘用方申出相成候場合ハ特ニ便宜ヲ与ヘラレ候様致度 尤モ右ノ場合ニ於テ現ニ小学校ニ在職ノ教員ニアリテハ小学校令施行規則第二百二十七条ニ依リ休職上申相成候ハバ認可可相成省議ニ有之候条 右併セテ御含相成度依命此段及通牒候也

⑤ 文部省ニテハ輓近滿支及植民地ニ於テ活動スル教職員ノ推薦斡旋方ヲ其ノ筋ヨリ依頼セラルルコト漸ク多キヲ加フル実情ニ鑑ミ今般大臣官房ニコレ等ノ向ヘ推薦セラルルコトヲ希望スル者ノ銓衡ヲ為別項訓令ノ通外地派遣教職員銓衡委員規程ヲ制定セリ

外地派遣教職員銓衡委員規程

文部省訓令 昭和15年(1940)7月16日 文部大臣 松浦鎮次郎

第一条 外国及外地ニ派遣スベキ教職員ヲ銓衡スル為大臣官房ニ外地派遣教職員銓衡委員ヲ置ク

第二条 銓衡委員ハ文部省高等官中ヨリ之ヲ命ズ

第三条 銓衡委員ノ銓衡ニ附スベキ教職員ハ別ニ之ヲ定ム

⑥ 発總98号 昭和18年(1943)5月8日 文部次官、 兵庫県師範学校長殿

外国及外地へ派遣セラルル教育職員ノ取扱ニ関スル件

大東亜栄圏ノ確立ハ大東亜ニ真ノ日本精神ヲ扶植シ皇国ノ道ニ則ル教育ヲ徹底スルニ在リ之ガ為ニハ全国ニ亘リ努メテ優良ナル教育職員ヲ簡拔シテ現地ニ派遣スルノ要緊切ナルニ鑑ミ昭和十六年度以降外国及外地ニ於ケル学校官公衙等ニ勤務スル教育職員トシテ派遣サルル者ニシテ現在教育職員タル者ニ付テハ左記要項ニ依リ文部省ニ於テ銓衡ノ上推薦スル様閣議決定相成リ之ニ基キ関係官庁ト協定成立致シ居ルニ付右御了知相成度

記

- 一. 本件ハ滿洲國(在滿教務部所管及滿洲国政府所管ヲ含ム)中華民國(大東亜省所管及中華民國政府所管ヲ含ム)外南洋(佛領印度支那、東印度、泰、比律賓及馬來ヲ含ム)大東亜省及陸軍省並ニ海軍省所管)朝鮮、台湾、南洋群島及関東州ニ派遣スル教育職員ニ適用スルコト
- 二. 前記外国及外地ノ官庁ハ各中央官庁ヲ通ジ文部省ニ対シ翌年度ニ於テ派遣スベキ教育職員ヲ毎年十二月末日(滿洲國及中華民國ニ在リテハ十二月末日及六月末日迄ニ一括要求シ文部省ハ之ヲ銓衡ノ上二月十五日(滿洲國及中華民國ニ在リテハ二月十五日及八月十五日)迄ニ夫々要求官庁ニ推薦スルコト

- 但シ前項ノ規定ニ拘ラス特別ノ事由アルトキハ隨時銓衡スルコトアルベキコト
- 三. 派遣教育職員ノ銓衡ハ外国及外地派遣教育職員銓衡委員規程（昭和十五年七月文部省訓令）ニヨリ同委員ニ銓衡スルコト
- 銓衡ノ対象ハ内地ニ於ケル学校官公衙等ニ勤務スル有資格者又ハ其ノ他ノ有資格者ニシテ文部省ニ於テ適当ト認メタル者ナルコト
- 四. 満洲国及中華民國政府所管ノ諸学校其ノ他ニ派遣サルル者ハ満洲国又ハ中華民國ノ官吏又ハ教官トナル關係上退職ノ上赴任スルモノトスルコト
- 五. 満洲国、中華民國又ハ外南洋ニ派遣シタル教育職員ニシテ現地ニ相当期間勤務シタルトキハ文部省ハ情況ニ依リ其ノ帰還就職ニ付斡旋ヲ為スコトアルベキコト
- 六. 各外国及外地關係官庁ハ教育職員ノ採用ニ付直接学校ニ対シテ照会セズ総テ文部省ニ於テ推薦スルノ方法ニ依ルコト
- 七. 各学校ハ外国及外地關係官庁ヨリノ教育職員採用ニ關スル直接ノ照会ハ之ヲ受理セザルコト
- 以上

⑦ 発總第 203 号 昭和 18 年（1943）9 月 7 日

文部省総務局長、 兵庫師範学校長殿
南方諸地域ニ派遣スル教育職員推薦方ニ關スル件

南方諸地域ニ派遣スベキ日本語教育職員ニ付テハ テ陸軍省ノ要求ニ基キ本省ニ於テ之ガ推薦ヲ実施致シ居ル処右教育職員中奏任官候補者ニ付テハ特ニ優秀ナル者ヲ簡拔ノ上派遣スルノ要有之ニ付貫校職員中適任ト認メラレルモノ有之ハ左記要項御了知ノ上至急御推薦相成度

記

- | | |
|----------|---|
| 一. 派遣先 | 南方諸地域 |
| 一. 資格 | 現在奏任官又ハ現在判任官ニシテ奏任官トシテ適当ト認メラレルモノニシテ身体強健ナル者
但シ五十歳未満ノ者タルコトヲ要ス |
| 一. 身分及俸給 | 司政官、官等及俸給ハ概ネ現在ノ儘トス |
| 一. 履歴書 | 二 通 |

2. 『文部時報』による「教員招聘広告」

① 『文部時報』 NO.21 (大正9年11月21日) [一]

- 一、学校並所在地。 関東庁大連中学校、大連市伏見台。
- 二、招聘セントスル教員其の資格等。 国語及漢文科、英語科、数学科、歴史科、体操科ノ免許状ヲ有スル者、数学科ハ二名其他ハ各一名計六名。年齢ハ成ル可ク四十歳以下ニシテ身体ノ健康ナル者、受持学科ハ免許状ノ学科、毎週教授時数ハ凡十八時。
- 三、待遇。 判任三級本俸百拾五円以下、此外ニ加俸手当ヲ合シテ本俸ノ八割一分ヲ増給シ官舎又宿舎料(五級以上二十五円以下二十円)ヲ支給ス。六人中一名ハ奏任官トシテ招聘スルコトアルヘシ 此場合ハ年俸千六百円以下、加俸手当ヲ合シ本俸ノ五割二分ヲ増給ス。
- 四、招聘ノ時期。 数学科ノ一人ハ大正九年十二月、其他ハ大正十年四月学級ノ増加ニ伴ヒ増聘スル者ナルモ成ル可ク早く内定シ置キ度希望ナリ。
- 五、交渉ノ任ニ当ル者。 大連中学校長 服部精四郎。

② 『文部時報』 NO.41 (大正10年6月11日) [二四]

- 一、招聘セントスル学校 関東庁大連中学校
- 二、同上教員ノ資格等 英語科、博物科及体操科ノ有資格者各一名
- 三、担任学科目等 有資格ノ学科、但シ博物科教員ハ地理科ニモ分担シ得ハ好都合ナリ受持時間毎週約十八時
- 四、採用時期 本年度第二学期ヨリ
- 五、待遇 判任教諭、実収入(加俸加算)英語科ハ二百円以下(特ニ優秀者ニ対シテハ二百三十六円迄支給)、博物科百七十五円以下、体操科百四十八円以下、スヘテ宿舎ヲ支給ス
- 六、交渉担当者 校長 服部精四郎

③ 『文部時報』 NO.46 (大正10年8月1日) [二七]

- 一、招聘セントスル学校 貔子窩尋常高等小学校(関東州貔子窩)
- 二、同上教員ノ資格等 師範学校第一分卒業生、年齢三十歳未満
- 三、担任学科目等 小学校本科
- 四、其他 義務年限ヲ終リタル者又ハ県ニ於テ出向ヲ承諾セル者
- 五、待遇 判任本官(退隠料加算一年ニ付半年)月収百円内外(別ニ官舎ヲ給ス)赴任手当二百円(服装随意)

④ 『文部時報』 NO.59 (大正10年12月11日) [三二]

- 一、招聘セントスル学校 上海居留民団立日本尋常高等小学校
- 二、同上教員ノ資格等 小学校本科正教員資格者、男女ヲ問ハス、身体強健意志堅固相

当経験アル者

- 三、人員並招聘時期 五、六名 大正十一年三月末迄
四、待 遇 本俸ノ外月額三十弗乃至四十弗ノ手当アリ、赴任旅費判任二等相当、在任五年以上ノ者ハ帰国旅費支給
五、交渉担当者 右校長 土佐林勇雄

⑤ 『文部時報』 NO.78 (大正11年6月21日) [四六]

- 一、招聘セントスル学校 上海居留民団立日本高等女学校(上海北四川路ヘレンテレス)
二、同上教員ノ資格等 修身科、教育科、英語科ノ中等学校教員有資格者ニシテ三十歳以上ノ男子、身体強健、相当経験ニ富ムモノ
三、担任学科目等 修身、英語、教育一週約十五時間
四、待 遇 判任待遇、一級俸マデ首席予定、手当月五拾弗乃至六拾弗、住宅料三十五弗乃至四拾弗、現住所ヨリノ普通旅費ヲ給ス
五、交渉担当者 同校長 土佐林勇雄

⑥ 『文部時報』 NO.78 (大正11年6月21日) [四七]

- 一、招聘セントスル学校 上海居留民団立日本高等女学校(上海北四川路ヘレンテレス)
二、同上教員ノ資格等 体操科及修身科若ハ教育科ニツキ師範学校高等女学校教員免許状ヲ有スル女子若ハ男子ニシテ経験ヲ有シ身体強健ナルモノ
三、担任学科目等 体操科毎週十三四時間
四、待 遇 判任待遇五級俸位迄、手当月四拾弗乃至四拾五弗住宅料二拾弗現任地ヨリ普通旅費支給
五、交渉担当者 同校長 土佐林勇雄

⑦ 『文部時報』 NO.147 (大正13年9月1日) [八〇]

- 一、招聘セントスル学校 在外特定上海居留民団立日本高等女学校
二、同上ノ教員ノ資格等 体操科教員ノ有資格者ニシテ体操科ノ外ニ文科ノ一部ヲセ担当シ得ル年齢三十歳前後ノ男子身体強健ニシテ相当経験アル人
三、担任学科目等 体操科及文科ノ一部一週約十五時間
四、待 遇 判任待遇四級俸位迄但文科免許状併有ノ方ハ特ニ御相談ニ応ス
五、其 他 在勤手当月四〇乃至五〇弗、現住地ヨリ民団所定ノ旅費支給
六、交渉担当者 同上教諭 水口民次郎

⑧ 『文部時報』 NO.271 (昭和3年4月1日) [一〇五]

- 一、招聘セントスル学校 南朝鮮高等女学校
二、同上ノ教員ノ資格等 音楽科免許状所有者

- 三、担任学科目等 音楽科
 四、待遇 総収入月百二十円迄ノ間ニテ協定
 五、交渉担当者 朝鮮馬山高等女学校長 片山景二

⑨ 『文部時報』 NO.309 (昭和4年5月1日) [一〇九]

- 一、招聘セントスル学校 関東州小学校公学堂
 二、同上ノ教員ノ資格等 師範学校本科卒業生ノ女子ニシテ師範学校訓導者若ハ市町立小学校訓導在職中ノ年齢三十歳以下ノ者
 三、待遇 本俸五十円以下在勤加俸ハ本俸ノ七割五分ヲ給ス、外ニ宿舍又ハ宿舍料ヲ給ス
 四、其他 自筆ノ履歴書ノ外身体検査書及出身師範学校長ノ卒業成績(各学年各学科目ノ)証明書ヲ添付スルヲ要ス
 五、交渉担当者 関東庁学務課長 藤田?治郎

⑩ 『文部時報』 NO.338 (昭和5年3月1日) [一一一]

- 一、招聘セントスル学校 支那湖南省長沙居留民会日本人尋常高等小学校(在外指定学校)
 二、同上ノ教員ノ資格等 成績優秀ノ小学校本科正教員ニシテ三十歳乃至四十歳位ノ配偶者アル者
 三、職務 校長兼訓導
 四、待遇 希望者ト設立者ト交渉ノ上決定ノコト
 五、其他 希望者ハ至急履歴書ヲ添へ希望条件等ヲ文部大臣官房文書課宛申込ノコト

⑪ 『文部時報』 NO.421 (昭和7年7月21日) [一一五]

- 一、招聘セントスル学校 台南州立台南第二高等女学校(台南市)
 二、同上ノ教員ノ資格等 体操科ノ免許状ヲ有シ且ツ国語、歴史、地理ノ何レカヲ教授シ得ル学カヲ有スル妻帯ノ男子ニシテ体健二十六歳以上三十五歳以下ニシテ师表タルヘキ人格ト実践カトヲ有シ職務忠実ニ研究家タルコト
 三、担任学科目等 体操科並歴史、地理、国語ノ何レカヲ加ヘ毎週二十時間内外
 四、待遇 判任官、俸給ハ其ノ人ニヨリテ交渉決定ス、本俸ノ外ニ加俸トシテ本俸ノ六割ヲ給シ更ニ地位ニ応シ宿舍料ヲ支給ス
 五、応募手続 (イ) 履歴書 (ロ) 身体検査書 (ハ) 教員免許状写シ (ニ) 最近ノ写真 (ホ) 戸籍謄本トヲ九月二十五日迄ニ送付申込ムコト
 六、交渉担当者 台南第二高等女学校長 広松良臣

⑫ 『文部時報』 NO.505 (昭和10年2月11日) [一一七]

- 一、招聘セントスル学校 南満州鉄道株式会社設立新京商業学校
- 二、同上ノ教員ノ資格等 教諭、身体強健、三十歳前後ノ男子
- 三、担任学科目等 数学、理科(特ニ博物ヲ担当シ得ルヲ要ス)、毎週十七八時間
- 四、待 遇 判任官待遇、席次十席位、本俸七十円位、本俸ノ六割ノ手当及社宅ヲ給ス
- 五、交渉担当者 同上学校長代理 赤塚吉次郎

⑬ 『文部時報』 NO.534 (昭和10年12月1日) [一一八]

- 一、招聘セントスル学校 上海居留民団立日本高等女学校
- 二、同上ノ教員ノ資格等 教諭、二十五歳前後ノ女子
- 三、担任学科目等 体操、一週教授時数十七、八時間
- 四、待 遇 判任待遇、本俸七、八十円位、本俸五割程度ノ手当及住宅料支給
- 五、其他ノ希望条件 就任時間昭和十一年三月末、三ヶ年以上勤続ノ見込アル者、成ルヘク薙刀、大弓、ピアノ、看護ノ心得アル者
- [六] 交渉担当者 同上学校長 水口民次郎

3. 『官報』による「教員募集広告」

○小学校教員募集

(「官報」第4173号・大正15年7月21日)

支那天津日本居留民団立小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ小学校本科正教員二名ヲ求ム 希望者ハ履歴書ヲ来ル八月十日マテニ 本省亜細亜局第二課宛提出セラルヘシ

大正十五年七月

外務省

資 格 小学校本科正教員
俸 給 六級上俸又ハ下俸ヲ給ス
年 齢 三十歳乃至四十歳ノ男子ニシテ有妻者
学識技能 音楽ニ堪能ナル者若クハ算術ニ秀テタル者

○小学校教員募集

(「官報」第922号・昭和5年1月28日)

支那濟南日本居留民団立在外指定濟南尋常高等小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ小学校女教員一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付来ル二月三日マテニ當省亜細亜局第二課宛提出セラルヘシ

昭和五年一月

外務省

資 格 小学校本科正教員 (又ハ尋常科正教員)
年齢及性別 三十歳前後ノ女子
給 与 六級上俸 (七十円) 下俸ヲ給ス
在勤加俸本俸ノ六割、宿舍手当ヲ給ス
外ニ赴任旅費、支度料ヲ給ス
其 他 五年以上勤務ノ意向ニテ 成ルヘク裁縫及幼稚園教育ニ趣味ヲ有シ新学期前ニ赴任シ得ル者ヲ望ム
(備 考) 本校職員ハ恩給法ノ適用ヲ受ク

○小学校教員募集

(「官報」第951号・昭和5年3月4日)

来ル四月ヨリ開校予定ノ支那齊々哈爾日本居留民立日本人小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ小学校本科正教員一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付本月十日マテニ 當省亜細亜局第二課宛提出セラルヘシ

昭和五年三月

外務省

一 資 格 小学校本科正教員
一 招聘期間 満三箇年
一 給 与 俸給月額金百円、年末賞与二百円以内
外ニ赴任旅費及宿舍ヲ給ス
但シ赴任旅費 (又ハ帰還旅費) 妻帯者ハ金二百円打切、单身ノ場合ハ金百五十円打切トス
一 希 望 年齢二十七歳以上四十歳位ノ妻帯者ニシテ身體健康支那ニ興味ヲ持ツ者

- 一 参考事項 児童数八名
開校後一箇年後在外指定学校ノ申請手續ノ予定

○在外小学校教員募集 (「官報」第1346号・昭和6年6月26日)

在外指定北京日本尋常小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ小学校本科正教員一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付本月三十日マテニ當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和六年六月 外務省

- 資 格 小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル男子 (年齢二十五歳見当)
給 与 本俸金五十円
在勤手当銀四十弗、住宅又ハ住宅料 (銀三十弗) 支給、外ニ赴任旅費金百円及同支度料金百円ヲ給ス
其 他 身体強健ニシテ言語明晰ナル者ヲ望ム
(備考) 本校職員ハ恩給法ノ適用ヲ受ク

○小学校教員募集 (「官報」第1379号・昭和6年8月4日)

英領香港日本人会立在外指定香港日本人小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ小学校教員二名 (夫婦者) ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付本月十日マテニ 當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和六年八月 外務省

- 資 格 夫婦共小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者但シ止ムヲ得サレハ妻ハ尋常科正教員又ハ准教員ノ有資格者
給 与 男教員 本俸金七十円以内 在勤手当銀三十五弗
女教員 本俸金五十円以内 在勤手当銀二十弗
但シ本俸ハ本年度ニ於テハ三分ノ二ヲ為替時価ニ依リ、三分ノ一ヲ百弗ニ就キ六十円ノ割ニテ支給ス
住宅ヲ支給シ昇級及賞与ハ現在東京市内ノ振合ニ準シ退職ノ際ハ相当ノ慰勞手当ヲ支給ス
外ニ赴任支度及移転料トシテ男教員金百円、女教員金五十円及船車料二等実費、日当同校所定額ヲ 支給スルコトトシ前金トシテ兩人分合計金三百五十円也相渡シ赴任後精算ノコト
其 他 招聘契約期間著任ノ日ヨリ滿三年トシ濫ニ進退ヲ為ササルコト、満期後ハ合意ニ依リ期間延長スルコトアルヘシ
可成九月新学期開始マテ著任ヲ希望ス
(備考) 本校職員ハ恩給法ノ適用ヲ受ク

○在外小学校教員募集 (「官報」第1406号・昭和6年9月4日)

在外指定青島第一日本尋常高等小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ本科正教員一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付本月八日マテニ當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和六年九月

外務省

資格 師範学校卒業ノ小学校本科正教員男子
年齢等 三十歳以下ノ妻帯者ニシテ現ニ教職ニ従事スル者
給与 月俸金五十五円（手当ヲ合シ九十八円）以下
 宿舍ヲ給ス外ニ本人及家族ノ赴任旅費ヲ支給ス
其他 理科教授ニ対シ趣味ト研究深ク身体強健、資性温厚篤実ナル者
（備考） 本校職員ハ恩給法ノ適用ヲ受ク

○在外小学校教員募集 （「官報」第1418号・昭和6年9月18日）

在外指定青島第一日本尋常高等小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ本科正教員一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付當省亜細亞局第二課宛至急願書提出セラルヘシ

昭和六年九月

外務省

資格 師範学校卒業ノ小学校本科正教員男子
年齢等 三十歳以下ノ妻帯者ニシテ現ニ教職ニ従事スル者
給与 月俸金五十五円（手当ヲ合シ九十八円）以下
 宿舍ヲ給ス
其他 理科教授ニ対シ趣味ト研究深ク身体強健、資性温厚篤実ナル者
（備考） 本校職員ハ恩給法ノ適用ヲ受ク

○在外小学校教員募集 （「官報」第1513号・昭和7年1月19日）

暹羅国盤谷日本尋常小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ同校為訓導兼校長ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本、及写真添付本月三十日マテニ當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和七年一月

外務省

資格 師範学校本科卒業ノ小学校本科正教員ニシテ身体強健、言葉ニ訛ナキ者
給与 月俸五級俸程度（金支給）、在勤月手当七十五銖（暹羅国通過一銖ハ約一円）、年末手当本俸及手当ノ一ヶ月分支給
 外赴任旅費六百元（家族ノ有無ヲ不問）及宿舍（日本人会ノ一部提供）支給ス
（備考） 傭聘契約期間三年トシ 本年三月末日マテ著任ノコト
 本校職員ハ恩給法施行令ノ適用ヲ受ク

○小学校教員募集 （「官報」第1544号・昭和7年2月25日）

支那青島日本居留民団立日本小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ小学校教員七名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付本月二十九日マテニ 當省亜細亜局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和七年二月

外務省

募集人員 小学校教員 男七名
資 格 師範学校ヲ卒業セル小学校本科正教員
年 齢 三十歳以下ニシテ身体強健ナル妻帯者
給 与 本俸五十円（加俸ヲ併セ月収八十五円） 宿舍ヲ給ス外ニ赴任旅費ヲ支給ス
著任期 来ル三月末日マテニ著任ヲ要ス
其 他 成績優秀ニシテ七名ノ内四名ハ理科、図画、手工、唱歌ノ教授ノ一ニ秀テタル者各一命ヲ要ス
（備考） 青島ニハ邦人小学校四校アリ何レモ在外指定学校ニシテ同校職員ハ恩給法施行令ノ適用ヲ受ク

○在外小学校教員募集 （「官報」第1692号・昭和7年8月19日）

在中華民國濟南居留民団立在外指定濟南日本尋常高等小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ女教員一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付本月二十五日マテニ當省亜細亜局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和七年八月

外務省

資 格 女子師範学校卒業生ニシテ現職者
年 齢 三十歳前後
給 与 採用俸給本俸五十円在勤月手当本俸ノ七割、 宿舍又ハ宿舍料ヲ支給ス外ニ赴任旅費ヲ給ス尚ホ満三ヶ年後退職ノ際ハ帰郷ノ旅費ヲ給ス
其 他 成績優良、志操堅固、身体強健ニシテ地方ノ訛言ナキ者
（備考） 本校職員ハ恩給法施行令ノ適用ヲ受ク

○在外小学校教員募集 （「官報」第1726号・昭和7年9月29日）

在外指定青島第一日本尋常高等小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ訓導一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、身体検査書、戸籍謄本及写真添付来ル十月七日マテニ 當省亜細亜局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和七年九月

外務省

資 格 師範学校卒業ノ小学校本科正教員ニシテ現職者
年齢 等 三十歳未満ノ妻帯者
給 与 俸給本俸五十円在勤手当三十七円外ニ宿舍並ニ赴任旅費ヲ給ス
其 他 身体強健、成績優秀ニシテ特ニ体操、競技又ハ手工ニ長スル者
右特徴技能ノ証明書又ハ同参考書類願書ト同時ニ提出ヲ要ス
（備考） 本校職員ハ恩給法ノ適用ヲ受ク

○在外小学校教員募集

(「官報」第1826号・昭和8年2月2日)

滿洲国齊々哈爾日本尋常小学校ニ於テ 左記条件ニ依リ小学校教員一名ヲ求ム 希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ本月十五日マテニ 當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和八年二月

外務省

資 格 師範学校卒業ノ若手男子小学校本科正教員
給 与 本俸金六十円内外、手当本俸ノ三割(漸次本俸ノ五割マテ増額ノ筈)及住宅ヲ給ス
外ニ赴任旅費トシテ家族帯同者ニ金百五十円、単身者ニ金百円ヲ給ス
其 他 来ル三月末著任ヲ要ス
(備考) 本校職員ハ恩給法ノ適用ヲ受ク

○在外邦人学校教員募集

(「官報」第1847号・昭和8年2月28日)

左記条件ニ依リ 資性温厚品行方正身体強健ナル在外邦人学校教員ヲ求ム 希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ期日マテニ 當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和八年二月

外務省

在外指定青島日本小学校訓導二名

条 件

資 格 師範学校卒業ノ小学校本科正教員免許状ヲ有スル 年齢三十歳未満ノ妻帯者ニシテ研究心ニ富ム者
給 与 月俸五十円(手当三十五円) 宿舍ヲ給ス外ニ赴任旅費ヲ支給ス
著任期 本年三月末又ハ四月上旬著任ヲ要ス
其 他 音楽、体操教授ニ特長ヲ有スル者
願書等提出期日 来ル三月十日マテ
(備考) 本校職員ハ恩給法施行令ノ適用ヲ受ク

○在外邦人学校教員募集

(「官報」第1915号・昭和8年5月23日)

左記条件ニ依リ 資性温厚品行方正身体強健ナル在外邦人学校教員ヲ求ム 希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ期日マテニ 當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和八年五月

外務省

一、在外指定天津日本尋常高等小学校長

条 件

学 歴 高等師範学校又ハ府県師範学校卒業生
資 格 校長又ハ校長事務取扱ノ経験アル事務的才能アル者ニシテ 年齢三十五歳ヨリ四十二三歳マテノ者

待 遇 (イ) 俸給 二級上下俸見当但シ経歴ニ依リ当方ニテ決定ス

- (ロ) 手当 銀五十弗ヲ給ス
- (ハ) 宿舎 宿舎ヲ給ス
- (二) 旅費 赴任旅費ノ外移転料(金四百円)、配偶者及子女ニハ家族移転料ヲ給ス
- (ホ) 年功加俸 五年以上勤続者ニハ支給ノ制度アリ
- (ヘ) 恩給 在外指定学校ナルヲ以テ恩給法ヲ適用セラル

著任期 本年六月下旬マテニハ必ズ著任ノコト

願書等提出期日 本年六月十日マテ

二、在外指定香港日本人小学校校長並教員

条 件

資 格 夫婦共本科正教員ニシテ夫ハ校長タル資格手腕ヲ有スル者年齢四十歳見当

待 遇 (イ) 俸給 男 金百三十円見当

女 金九十円以下

(ロ) 手当 男 銀六十弗

女 銀二十五弗

(ハ) 宿舎 宿舎ヲ給ス

(二) 昇級及賞与 現在東京市ノ内規ニ準ス

(ホ) 退職 相当ノ慰勞手当金ヲ支給ス

旅 費 (イ) 赴任支度及移転料 男金百円 女金五十円

(ロ) 汽車及汽船賃 二等賞費

(ハ) 日当其他 同校給与規定ニ依ル但シ赴任ノ場合ハ前二項ニ対シ前金トシテ金三百五十円ヲ送金シ著任後精算スルモノトス

契約期間 満三ケ年

満期後雙方ノ合意ニ依リ期間ヲ延長スルコトヲ得

恩 給 在外指定学校ナルヲ以テ恩給法ヲ適用セラル

著任期 本年八月中旬マテニ著任ノコト

願書等提出期日 本年六月二十五日マテ

○在外邦人学校教員募集 (「官報」第1967号・昭和8年7月22日)

左記条件ニ依リ 資性温厚品行方正身体強健ナル在外邦人学校教員ヲ求ム 希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ本月三十一日マテニ 當省亜細亜局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和八年七月

外務省

在外指定天津日本尋常高等小学校訓導二名

条 件

資 格 イ、師範学校本科卒業ノ男子

ロ、理科教授ニ趣味ヲ有スル者一名

博物教授ニ趣味ヲ有スル者一名

ハ、真面目ニシテ進取的ノ者

ニ、成ルヘク妻帯者
ホ、言語明晰ナル者
待 遇 イ、俸給 七級下俸以下
ロ、手当 銀三十五弗ヲ給ス
ハ、宿舍 宿舍又ハ宿舍料ヲ給ス
ニ、旅費 赴任旅費及移転料（金三百円）、妻子アル者ニハ家族移転料ヲ給ス
ホ、年功加俸 五年以上勤続者ニハ支給制度アリ
ハ、恩給 在外指定学校ナルヲ以テ恩給法ヲ適用セラル
著任期 来ル八月二十日マテニ必ス著任ノコト

○在外邦人学校教員募集 （「官報」第1981号・昭和8年8月8日）
左記条件ニ依リ 資性温厚品行方正身体強健ナル在外邦人学校教員ヲ求ム 希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ本月二十日マテニ當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和八年八月 外務省

一、在外指定青島第一日本尋常高等小学校訓導二名

条 件

資 格 イ、志操穩健ナル現職者
ロ、書方ヲ得意科目トスル者一名
体操及唱歌又ハ其内一科目ヲ得意トスル者一名
（成ルヘク右ヲ証明スヘキ材料添付ノコト）
ハ、年齢二十五歳以上三十歳以下ニシテ成ルヘク妻帯者
待 遇 イ、本俸 五十円
ロ、加俸 三十五円
ハ、宿舍ヲ給ス
ニ、赴任旅費ヲ給ス
著任期 来ル九月上旬マテニ著任ノコト

二、在外指定四方日本尋常高等小学校訓導一名

条 件

資 格 イ、志操穩健ナル現職者
ロ、理科及図書又ハ其内一科目ヲ得意トスル者
（成ルヘク右ヲ証明スヘキ材料添付ノコト）
ハ、年齢二十五歳以上三十歳以下ニシテ成ルヘク妻帯者
待 遇 イ、本俸 五十円
ロ、加俸 三十五円
ハ、宿舍ヲ給ス
ニ、赴任旅費ヲ給ス

著任期 来ル九月上旬マテニ著任ノコト

○在外邦人学校教員募集

(「官報」第2004号・昭和8年9月4日)

左記条件ニ依リ 資性温厚品行方正身体強健ナル在外邦人学校教員ヲ求ム 希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ期日マテニ 當省亜細亜局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和八年九月

外務省

在外指定濟南尋常高等小学校訓導一名

条 件

学 歴 師範並ニ研究科卒業生タル者

資 格 現職ニシテ三十歳前後ノ者

音楽教授ニ堪能ノ者 (成ルヘク右ヲ証明スヘキ材料添付ノコト)

待 遇 イ、俸給 本俸金六十円

ロ、手当 本俸ノ七割並ニ家族手当ヲ給ス

ハ、宿舍 宿舍又ハ宿舍料ヲ給ス

二、赴任旅費ヲ給ス

ホ、恩給法ノ適用ヲ受ク

願書提出期日 九月十五日マテ

著任期日 九月下旬

○在外邦人学校教員募集

(「官報」第2105号・昭和9年1月11日)

左記条件ニ依リ 資性温厚品行方正身体強健ナル在外邦人学校教員ヲ求ム、希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ期日マテニ 當省亜細亜局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和九年一月

外務省

在外指定盤谷日本尋常小学校訓導一名

条 件

学 歴 府県立師範学校卒業生ニシテ成ルヘク理科、図書、手工ニ堪能ナル者 (右ヲ証明スヘキ材料アラハ提出アリタシ)

資 格 本科正教員ニシテ年齢三十歳以下ノ独身男子タルコト

待 遇 (イ) 本俸六十円

(ロ) 手当運賃四十銖 (現在ノ為替率ニテハ約金六十円見当)

(ハ) 宿舍ヲ給セス (下宿料トシテヶ月約三十五銖ヲ自弁スルヲ要ス)

契約期間 満三ヶ年但シ満期後ハ双方ノ合意ニ依リ更ニ三ヶ年期日ヲ延長スルコトヲ得

恩 給 在外指定学校ナルヲ以テ恩給法ヲ適用セラル

旅 費 赴任一切ノ費用トシテ金二百二十円ヲ給ス

著任期 昭和九年八月中

願書提出期限 本年六月末日

(備考) 赴任ノ際ハ大阪商船会社所属船ニ依ル便アリ

○在外邦人学校教員募集

(「官報」第2136号・昭和9年2月16日)

左記条件ニ依リ 在外邦人学校教員ヲ求ム 希望者ハ履歴書、戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ本月末日マテニ 當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和九年二月

外務省

第一、在外指定天津日本尋常高等小学校訓導一名

条 件

- 一、資 格 府県師範学校卒業ノ男子
- 二、人 物 (イ) 身体強健、真面目、進取的ニシテ発音正確ナル者
(ロ) 年齢三十歳以下成ルヘク妻帯者
(ハ) 体操教授ニ趣味ヲ有スル研究者又ハ体操科中等学校教員資格ヲ有スル者
- 三、待 遇 (イ) 俸給 九級俸以下但シ経歴ニ依リ当方ニテ決定ス
(ロ) 手当 銀三十五弗ヲ給ス
(ハ) 宿舍 宿舍又ハ宿舍料ヲ給ス
(ニ) 旅費 赴任旅費ノ外支度料(金二百五十円) 妻子ニハ家族旅費ヲ給ス
(ホ) 年功加俸 五年以上勤続者ニハ支給ノ制度アリ
(ヘ) 恩給 在外指定学校ナルヲ以テ恩給法ノ適用ヲ受ク
- 四、著任期 昭和九年三月下旬

第二、在外指定北京尋常小学校訓導二名

条 件

- 一、資 格 本科正教員、年齢二十五歳見当ノ男子ニシテ昭和四年以降師範学校卒業者
- 二、人 物 (イ) 身体健康(医師ノ証明書ヲ要ス)、性質著実、思想穩健(大酒、酒乱等ノ特癖ナキコト)、言語明晰ナルモノ
(ロ) 成ルヘク妻帯者
(ハ) 教務ニ関シ得意トスル科目マタハ趣味トスルトコロヲ申送ラレ度
- 三、待 遇 (イ) 俸給 本俸金五十円ヲ給ス
(ロ) 手当 月手当トシテ銀四十元ヲ支給ス
(ハ) 宿舍 住宅ヲ供給ス(都合ニ依リ住宅ヲ給セサルトキハ住宅料トシテ月額銀三十元ヲ支給ス)
(ニ) 旅費 旅費トシテ金一百円、支度料トシテ金一百円ヲ支給ス但シ勤続三ケ年未満ニシテ自己ノ都合ニ依リ転任又ハ辞職スルトキハ本項ノ支度料ハ之ヲ返還セシムルモノトス
(ホ) 恩給 在外指定学校ナルヲ以テ恩給法ノ適用ヲ受ク
(備考) 赴任ノ上ハ少クトモ当地ニ於テ滿三ケ年以上勤続スルコトヲ要ス
- 四、著任期 昭和九年三月下旬

○在外邦人学校教員募集

(「官報」第2141号・昭和9年2月22日)

左記条件ニ依リ 資性温厚品行方正身体強健ナル在外邦人学校教員ヲ求ム 希望者ハ履歴書、
戸籍謄本、身体検査書、写真相添へ期日マテニ 當省亜細亞局第二課宛願書提出セラルヘシ

昭和九年二月

外務省

在外指定在青島四方日本尋常高等小学校訓導一名

条 件

- 一、府県立師範学校卒業生ニシテ年齢三十歳未満ノ妻帯者
- 二、研究心ニ富ム図画、手工又ハ国語ニ堪能ナラ者 (右ヲ証明スヘキ材料アラハ提出アリ
タシ)
- 三、月俸五十円外ニ手当月三十五円ヲ給ス
- 四、宿舍ヲ給ス
- 五、赴任旅費ヲ給ス
- 六、著任期 来ル三月末日
- 七、願書提出期限 三月十日

4. 在外邦人小学校教育效績者選奨一覽

	氏名	所属・職名	選奨日	官報登載日	備考
01	星野 四郎	天津日本尋常高等小学校訓導 兼校長	1931.9.24	9.25	
02	宗像寿太郎	青島第一日本尋常高等小学校 訓導兼校長	〃	〃	
03	高原 太郎	濟南日本尋常高等小学校訓導 兼校長	〃	〃	
04	唐 昌明	濟南日本尋常高等小学校訓導	〃	〃	
05	石井 紘	上海日本尋常高等小学校訓導 兼校長	〃	〃	
06	中島 増登	上海日本尋常高等小学校訓導	〃	〃	
07	石井 則之	上海東部日本尋常小学校訓導 兼校長	〃	〃	
08	竹野 兵二	上海西部日本尋常小学校訓導 兼校長	〃	〃	
09	乾 太	上海中部日本尋常小学校訓導 兼校長	〃	〃	
10	高久 正義	漢口明治尋常高等小学校訓導 兼校長	〃	〃	
11	川北長一郎	香港日本人小学校訓導兼校長	〃	〃	
12	杉本 直樹	新嘉坡日本小学校訓導兼校長	〃	〃	
13	田中邦太郎	新嘉坡日本小学校訓導	〃	〃	
14	江間 義彦	坊子尋常高等小学校訓導兼校 長	1933.11.3	11.4	
15	森 安宮	張店尋常高等小学校訓導兼校 長	〃	〃	
16	石橋 元	淄川尋常高等小学校訓導兼校 長	〃	〃	
17	鷺田與次郎	上海居留民団立西部日本尋常 小学校訓導兼校長	1934.1.5	1.6	
18	井口 績	[上海居留民団立西部]日本尋 常高等小学校訓導	〃	〃	
19	福島 敬藏	上海居留民団立中部日本尋常 小学校訓導	〃	〃	
20	武川 マツ	上海居留民団立日本尋常 高等小学校訓導	1935.1.10	1.19	
21	石川 秀一	上海居留民団立西部日本尋常 小学校訓導	1935.9.7	9.14	

22	眞下 龍平	元「ホノルル」市「マキ」日本語学校 長兼「ホノルル」中女学校長「ホノルル」 市「マキ」日本語学校講師	1935.9.20	9.26
23	向谷能太郎	上海居留民団学務委員上海居 留民団立小学校校医勲六等	1936.3.27	4.1
24	村松憲太郎	露国浦潮斯徳居留民会立日本 小学校訓導兼校長	1938.6.13	6.29
25	宗広 純吾	香港日本人会理事香港日本人 小学校校医	1939.10.6	10.11
26	山内作二郎	上海居留民団立日本尋常高等 小学校訓導	1940.1.18	1.31
27	高橋ハツエ	〃	〃	〃
28	竹下荒次郎	上海居留民団立中部日本尋常 小学校訓導	〃	〃
29	鈴木 了三	在外指定新嘉坡日本小学校訓 導兼校長	1940.3.7	3.14

多年在外邦人小学校教育に従事し励精其の職に尽し教導感化の效績顕著なりと認む
仍って昭和4年11月外務省令第8号在外邦人小学校教育效績状規程第1条により茲に
これを選奨す

	計	
	十九	
備考	十一	
本件ハ大正十一年七月普通學務局長ノ照會ニ對シ各地方長官ノ報告シタルモノニ基キテ調査セリ。本表ノ外陸衝中ノモノニ三アリ。		
	三九	三二、〇〇〇
	六三	六四、四五〇
	八五	七九、六〇〇
		一八、七五〇
		五一、六〇〇
		六六、三九〇

『文部時報』第九四号（一九二二・一二・二一）

山梨	岐阜	長野	宮城	形山	田秋	取鳥	陶	山	島德	分大	鹿兒	沖繩		
中學校長會議出席 並ニ學事視察	學事狀況取調	普通教育視察	學事視察	社會教育資料調査	教育視察	中學校會議出席 兼學事視察	海外教育ノ狀況ヲ視察シ 我國施設上ノ參考トス	同	殖民地教育視察	學事視察	歐米ニ於ケル師範教育ノ狀況	歐米ニ於ケル女子中等教育及家庭教育狀況	歐米ニ於ケル男子中等教育ノ狀況	合衆國ニ於ケル教育狀況視察
支那 三十日	滿洲 三十日	練習隊 支那 二十日	支那 二十日	支那 三十五日	シベリア 二十日	支那 二十四日	米英佛 五ヶ月	英佛 六ヶ月	支那 四十日	支那 二十一日	歐米各國 七ヶ月	同 九ヶ月	同 六ヶ月	北米 一ヶ月
縣立甲府中 學校長	公立中學校 長	小學校長	中學校長	縣通俗教育 委員	縣視學 小學校長	島取中學校 長	高等女學校 長 小學校長 縣視學	中學校長 師範學校主 事	公立中學校 長 公立中學校 長	中學校長	師範學校教 諭	高等女學校 長	中學校長 女子師範學 校教諭	師範學校教 諭兼訓導
田村 喜作	寶山 良雄 八木繁四郎 利川興作 篠崎 誠治	九山久保吉	小平 高明 河合 相吉	石川 克巳 千葉源之助 豐口銳太郎 外九名 各	林 重治	岡富友次郎 齋藤 精平 垣見 秀男 武井 勉助 井上 貫一	根井 久吉 葛原運次郎	鈴木 博也 吉田 惟幸 井島 政吉 池上 弘	武市 香重	池上庄治郎	二五〇	六、〇〇〇 六、〇〇〇 六、〇〇〇	四、〇〇〇 四、〇〇〇	一、五〇〇
三五〇	八〇〇	五〇〇	四〇〇	九〇〇 一〇〇〇 五〇〇	二五〇	一、五〇〇 五、〇〇〇	四〇〇 一、二〇〇	二五〇	四〇〇	二五〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇 六、〇〇〇	四、〇〇〇 四、〇〇〇	一、五〇〇
縣	縣 教 育 金	縣 教 育 金	縣 教 育 金	縣 獎 育 資 金 普 通 金	縣 費	縣 教 育 資 金	縣 同	縣 費	縣 費	縣 費	縣 費	縣 費	縣 費	縣 附
三五〇	八〇〇	八〇〇	九〇〇	六〇〇	計上ナシ	一五、〇〇〇	一四、〇〇〇 三、二九〇	六〇〇	六〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	一、五〇〇	

5 公立學校職員等海外派遣調

文部省普通學務局

雜

公立學校職員等海外派遣調 文部省普通學務局ニテ調査シタル最近三ヶ年ニ於ケル公立學校職員等派遣調左ノ如シ

年度	視察目的	派遣先國名	派遣期間	派遣人員	派遣員名	旅費	旅費ノ出所	道府縣ニ於ケル本件算額
大正九	支那及南洋各地ニ於ケル本邦人發展狀況、教育施設産業狀況等視察	支那及南洋	七十五日	二	長 山田幸太郎 副 田崎 要	二、九〇〇	地方費 國費(勸業) 二、三〇〇 六〇〇	二、三〇〇
北道十	支那ニ於ケル本邦人活動狀況教育施設及産業等視察	支那	七十日	一	工藤 金彦	一、〇〇〇	地方費	一、〇〇〇
海道十一	歐米各國ニ於ケル教育産業、社會狀況等調査視察	歐米各國	一ヶ年	二	長 山田幸太郎 副 清水 實隆	八、〇〇〇	地方費	八、〇〇〇
東京九	海外教育狀況視察	米國	約六ヶ月	一	市川 源三	四、〇〇〇	府費	四、〇〇〇
東京十	同	歐洲及米國	同	一	伊藤 長七	六、〇〇〇	同	六、〇〇〇
東京十一	同	同	同	一	津田 信良	六、〇〇〇	同	六、〇〇〇
京都十	醫術研究	英米獨	六ヶ月	一	中村 登	六、〇〇〇	醫學專門學校 附屬病院 職員外國留學費	一一、四一〇
京都十一	同	同	同	二	梅原 信正 加治 安信	一一、〇〇〇	企業	一四、五〇〇
大阪十一	會議ニ出席教育視察	滿鮮	一ヶ月	三	副 藤學校長 同 西野田 府立西野田 工學校長 大山 政和 外一名 秋山兵三郎	四〇〇 四七五 五、〇〇〇	他ノ費目ノ殘 見込額	各 四〇〇 四七五
神奈川九	學事視察 初等教育 補習教育 社會教育視察	英獨 佛瑞西 白和	一ヶ月 九ヶ月	二 一	同	五、〇〇〇	同	五、〇〇〇
神奈川十	教育視察	伊白 佛獨	八ヶ月 四十二日	二 一	山内 鶴吉 山本 盛太郎 外一名 新井 貞繼 外一名	五、〇〇〇 四二五 四二五	市費 縣費 市費	五、〇〇〇 四二五 四二五
兵庫九	教育視察	支那	四十五日	二	新井 貞繼 外一名	四二五	市費	四二五
兵庫十	同	支那	二十六日	三	有堀市三郎 新田 實彦 藤田 文藏 廣田 康三	一五〇〇	市費	一五〇〇
兵庫十一	同	支那及香港 歐洲	四十五日 六ヶ月	二 一	同 小學校長 小學校長 小學校長	二、〇〇〇 六、〇〇〇	同	二、〇〇〇 六、〇〇〇

平成 11 年度 文部省科学研究費補助金
基盤研究 (C) (2) 報告書

教員の海外派遣・選奨政策に関する歴史的研究
— 1905 年から 1945 年まで —

発行日 2002 年 12 月 27 日

編著者 渡部 宗助

発行所 153-8681 東京都目黒区下目黒 6-5-22

国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部

TEL : 03-5721-5035 ; FAX : 03-5721-5172

渡部宗助 氏寄贈編入乙